

# 令和4年度第12回教育委員会会議日程

開催期日 令和4年12月26日(月)

開催時間 16時00分

開催場所 芽室町役場地下第5・6階会議室

## 開 会

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第21号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
- 日程第5 報告第22号 区域外就学認定の件(非公開)
- 日程第6 報告第23号 就学指定校変更(学校選択)認定の件(非公開)
- 日程第7 報告第24号 令和5年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力についての件
- 日程第8 議案第37号 芽室町奨学金の償還免除決定の件(非公開)
- 日程第9 議案第38号 芽室町教育支援委員会具申の件(非公開)
- 日程第10 議案第39号 令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の件(非公開)
- 日程第11 協議案第1号 令和5年度芽室町一般会計教育費予算の件(非公開)
- 日程第12 協議案第2号 第4期芽室町子どもの読書活動推進計画(案)策定の件
- 日程第13 協議案第3号 芽室町図書館運営指針(案)策定の件

## 閉 会

日程第 4

報告第 2 1 号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第 1 9 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和 4 年 1 2 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

# 令和4年度就学援助認定総括表(12月認定者)

(令和4年12月8日現在)

申請世帯	3	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	2	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	2	世帯
経済的困窮世帯	2	世帯
児童扶養手当受給世帯		世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯	1	世帯
認定廃止世帯		世帯

## ◎準要保護認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	1						1
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	1	0	0	0	0	0	1

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校		1	1	2
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	1	1	2

## ○児童扶養手当受給認定者数

(小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						0
						0
						0
						0
0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
			0
0	0	0	0
合計			0

## ◎要保護認定者数一覧

学校名\学年	小5	小6	中3	計
上美生小学校				0
芽室西小学校				0
芽室中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

合計 3

## ●準要保護不認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校						1	1
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	1	1

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0
合計				1

# 令和4年度就学援助認定総括表

(令和4年12月8日現在)

申請世帯	155	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	136	世帯
要保護世帯	4	世帯
準要保護世帯	132	世帯
経済的困窮世帯	47	世帯
児童扶養手当受給世帯	77	世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯	3	世帯
国民年金保険料免除世帯	2	世帯
生活福祉資金貸付世帯	3	世帯
不認定世帯	19	世帯
認定廃止世帯		世帯

◎10年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
25	274	244	30	6	17.8
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	159	142	17	1	12.4
4	155	136	19	4	11.9

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(12月8日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	13	6	10	17	11	16	73
上美生小学校							0
芽室西小学校	5	6	2	10	3	5	31
芽室南小学校							0
合計	18	12	12	27	14	21	104

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	16	22	20	58
上美生中学校	1		1	2
芽室西中学校	9	8	5	22
合計	26	30	26	82

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
5	5	2	9	4	10	35
						0
1	4	1	3	1	1	11
						0
6	9	3	12	5	11	46

(中学校)

1年	2年	3年	計
12	12	11	35
1		1	2
9	4	3	16
22	16	15	53

合計

99

◎要保護認定者数一覧(12月8日現在)

学校名\学年	小5	小6	中3	計
上美生小学校	1			1
芽室西小学校		1		1
芽室中学校			1	1
芽室西中学校			1	1
合計	1	1	2	4

合計 190

○町民税非課税・減免世帯

芽室西小学校 1年 2人  
2年 1人  
4年 1人

○国民年金保険料免除世帯

芽室小学校 3年 2人  
6年 1人  
芽室中学校 3年 1人

○生活福祉資金貸付世帯

芽室小学校 5年 1人  
6年 1人  
芽室中学校 1年 1人  
3年 2人

●準要保護不認定者数一覧(12月8日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	2	2		1	1	3	9
上美生小学校							0
芽室西小学校	1	1	1	1	1	1	6
芽室南小学校			1			1	2
合計	3	3	2	2	2	5	17

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	1	1	3	5
上美生中学校				0
芽室西中学校	1		2	3
合計	2	1	5	8

合計 25

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

## 要保護及び準要保護児童生徒認定要領

### 第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

### 第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び準要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

### 第3 認定基準

#### 1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

#### 2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

- ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者
- イ 町民税の非課税又は減免を受けた者
- ウ 個人事業税の減免を受けた者
- エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）
- オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者
- カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者
- キ 児童扶養手当の支給を受けている者
- ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1)に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

- ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合
- イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者
- ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合
- エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合
- オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2)に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。))」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

#### イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

## 第4 認定の取扱

### 1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1) に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。  
ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。
- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

### 2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

### 3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

#### 第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

#### 第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

#### 附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

#### 附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

#### 附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)



日程第 5

報告第 2 2 号

区域外就学認定の件（非公開）

学校教育法施行令第 9 条第 1 項の規定に基づく区域外就学の認定について、報告します。

令和 4 年 1 2 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○学校教育法施行令（関係条文抜すい）

（昭和二十八年十月三十一日）

（政令第三百四十号）

（区域外就学等）

第九条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2. 市町村の教育委員会は、前項の承諾(当該市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)-への就学に係るものに限る。)を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

(昭三六政二九一・昭五三政三一〇・平一〇政三五-・平一〇政三七二・平一四政一六三・平一九政五五・一部改正)

## 区域外就学許可基準

芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学について、保護者の申し出により、次の条件と基準表に該当する場合はこれを許可する。

### <条件>

1. 保護者が指定校変更後の通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途中の安全について責任を負うこと。
2. 学校施設の運営上問題がないと判断されること。
3. 教育委員会が必要と認めた書類等が添付されていること。

事 由		許可基準	許可期間	必要書類等
1	途中転出	在学中に町外へ転出した場合で、引き続き在籍校に通学することを希望する場合	卒業まで	印鑑
	小学校6年及び中学校3年 上記以外の学年		学期末まで	
2	転入予定	転入予定地の通学区域指定校に、あらかじめ通学を希望する場合	転入するまでの期間	印鑑・住民票 建築確認書・売買契約書・工事契約書・賃貸借契約書等事実を証することができる書類
3	兄姉が指定校とは別の学校に在籍している場合	兄姉が在籍する学校に弟妹も兄姉と同じ学校に通学を希望する場合	兄姉が卒業まで（ただし、兄姉が卒業時、小学校5年生及び中学校2年生の場合は、卒業まで）	印鑑
4	身体的理由	病気治療または心身上の理由がある等教育的配慮が必要な場合	教育委員会が必要と認めた期間	印鑑 医師の診断書
5	いじめ・不登校	在籍校でいじめ・不登校の解消ができず指定校以外の学校への通学を必要とする場合	学校長と協議して定める	印鑑 学校長の意見書
6	その他 ・ 家庭の事情 ・ 天災等 ・ 遠距離通学	教育委員会が認める場合	その都度定める	教育委員会が指示するもの

適用年月日 平成19年4月1日

日程第6

報告第23号

就学指定校変更（学校選択）認定の件（非公開）

芽室町立小、中学校通学区域制度の弾力的運用に関する要綱第7条の規定に基づく  
就学指定校の変更について、報告します。

令和4年12月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

## 芽室町立小、中学校通学区域制度の弾力的運用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、芽室町立小、中学校通学区域に関する規則（昭和49年教育委員会規則第2号）で定める通学区域以外の芽室町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）への就学を、保護者の希望で選択可能とすることにより、学校の通学区域制度の弾力的運用を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 通学区域以外の学校へ通学できる者は、芽室町内に住所を有する就学予定者及び在校生とする。

### (定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意味は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 特定地域 就学予定者及び在校生の現住所に係る通学区域の学校（以下「指定校」という。）に通学するよりも隣接する学校へ通学することにより、通学距離が短縮される地域で教育委員会が定める地域（別表）をいう。
- (2) 隣接校 指定校に隣接している芽室西小学校及び芽室西中学校をいう。
- (3) 受入可能人数 学校の施設状況、将来の人口予測等を考慮し、教育委員会が別に定めるところにより、特定地域からの就学予定者及び在校生を受け入れることができる人数をいう。

### (学校選択)

第4条 次に掲げる者の保護者で通学区域以外の学校への就学を希望する者は、隣接校を選択（以下「学校選択」という。）することができる。

- (1) 芽室町内の特定地域に住所を有し、学校の第1学年に入学する者
- (2) 芽室町内の特定地域に転入し、学校へ転入学する者
- (3) 第1号で隣接校の入学を希望した者の兄又は姉

### (申請)

第5条 保護者が前条の規定による学校選択を行う場合は、学校選択希望申請書（第1号様式）を教育委員会へ提出しなければならない。

2 前項の申請は、教育委員会が別に定める期間内にしなければならない。

### (申請取下げ)

第6条 前条の規定により申請をした保護者は、当該申請を取り下げる場合は、教育委員会が別に定める期間内に、学校選択希望申請取下げ書（第2号様式）を教育委員会に提出するものとする。

### (就学指定)

第7条 保護者が学校選択を申請した場合、教育委員会は原則として当該選択校を就学すべき学校として指定するものとする。

(抽選)

第8条 教育委員会は、前条の規定にかかわらず受入可能人数を超える申請があった場合には、公開による抽選により決定するものとする。

2 教育委員会は、抽選を実施する場合は保護者にその旨を通知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日以降に学校選択する者から適用する。(平成25年9月10日決定)

別表 (第3条関係)

特 定 地 域	
通学区域	幸町区 柏木町区 北町区 弥生西町区 弥生北町区の一部(芽室町東1条10丁目から芽室町東6条10丁目4～8番地まで)

日程第 7

報告第 24 号

令和 5 年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力についての件

令和 5 年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について、報告します。

令和 4 年 12 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

各 教 育 局 長  
関 係 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長

北海道教育庁学校教育局長 堀 本 厚

令和5年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について(照会)

標記調査の実施要領については、「令和5年度全国学力・学習状況調査の実施について」(令和4年(2022年)12月7日付け教学向第882号北海道教育庁学校教育局長通知)により通知したところですが、この度、文部科学省総合教育政策局長から別添写しのとおり、令和5年度調査への参加及び協力の意向について照会がありました。つきましては、次により期日までに回答願います。

記

1 令和5年度調査への参加について

(1) 各市町村教育委員会

所管の学校の状況について「様式1【調査票】市町村教育委員会用」に取りまとめ、令和4年(2022年)12月14日(水)までに、貴管内教育局へ提出してください。

(2) 各教育局

域内の市町村教育委員会から提出のあった様式1を「様式2【調査票】教育局用」に取りまとめ、令和4年(2022年)12月16日(金)までに、下記担当あてメールで提出してください。

[担当:学力向上推進課学力向上支援係 主任 渡部聖恵良 E-mail:watanabe.seera@pref.hokkaido.lg.jp]

(3) 関係道立学校

「様式3【調査票】関係道立学校用」に必要事項を記入の上、令和4年(2022年)12月14日(水)までに、登別明日中等教育学校は胆振教育局あて、関係道立特別支援学校は特別支援教育課特別支援教育指導係あて、メールで提出してください。

[胆振教育局教育支援課義務教育指導班主査 浅野 美香 E-mail: asano.mika@pref.hokkaido.lg.jp]

[特別支援教育課特別支援教育指導係指導主事 林部 直人 E-mail: hayashibe.naoto@pref.hokkaido.lg.jp]

〔 担当：学力向上推進課学力向上支援係  
TEL：011-206-6849 (ダイヤルイン)  
内線：35-742 〕



(写)

4 文科教第 1 2 0 5 号  
令和 4 年 12 月 7 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会  
各 都 道 府 県 知 事  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項 殿  
の認定を受けた地方公共団体の長  
附属学校を置く各国立大学法人の長  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学省総合教育政策局長

藤 江 陽 子

令和 5 年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について（照会）

文部科学省において、令和 5 年度全国学力・学習状況調査の実施要領を決定し、「令和 5 年度全国学力・学習状況調査の実施について」（令和 4 年 12 月 7 日付け 4 文科教第 1 2 0 4 号文部科学事務次官通知）で通知したところです。

ついては、本調査への参加及び協力の意向について確認いたします。

別紙 1～10 のうち該当する様式に記入の上、令和 4 年 12 月 20 日（火）までに、文部科学省本件担当まで御回答願います。

また、国公立大学附属学校、私立学校及び株式会社立学校におかれては、小学校等については別紙 11 の回答票付票により児童質問紙調査のオンライン実施に関する実施希望を、中学校等については別紙 12 の回答票付票により英語「話すこと」に関する調査に係る実施希望日や生徒質問紙希望調査のオンライン実施に関する希望等を併せて御回答願います。

都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校を設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校を設置する学校設置会社に対して同様に照会を行い、取りまとめの上、御回答願います（回答票付票については学校が提出したものをそのまま御送付ください）。

なお、本調査の参加にあたっては、「全国学力・学習状況調査に係る適切な取組の推進について」（平成 28 年 4 月 28 日付け 28 文科初第 197 号文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、適切な取扱いをしていただきますよう改めてお願いいたします。

<本件担当>

文部科学省 総合教育政策局 調査企画課 学力調査室  
電話：03-5253-4111（内線 3726）

# 令和5年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和4年12月7日  
文部科学省

## 1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

## 2. 調査の名称

令和5年度全国学力・学習状況調査

## 3. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

### ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

### イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

(3) 右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上の生徒は、中学校の教科に関する調査の英語のうち「聞くこと」及び「話すこと」に関する調査の対象としないこととすることができる。

## 4. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

### ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学及び英語とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、国語及び算数・数学においては、記述式の問題を一定割合で導入する。英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」及び「書くこと」に関する問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式によるものとする。

#### イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問紙調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問紙調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

#### (2) 学校質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

### 5. 調査実施日等

#### (1) 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

調査の実施日は、令和5年4月18日火曜日（以下「調査日」という。）とする。

##### ア 小学校調査

- (ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語及び算数それぞれ45分とする。
- (イ) 児童質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

##### イ 中学校調査

- (ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、数学及び英語それぞれ50分とする。なお、英語の調査時間は「聞くこと」、「読むこと」及び「書くこと」に関する問題は45分とし、「話すこと」に関する問題は5分（準備や移動に要する時間を合わせて15分）程度とする。
- (イ) 国語、数学及び英語（うち「聞くこと」、「読むこと」及び「書くこと」）については調査日に実施する。英語「話すこと」については、調査日には文部科学省が指定する一部の中学校（500校程度。以下「当日実施校」という。）で実施する。その他の中学校（以下「期間内実施校」という。）については、令和5年4月19日水曜日から同年5月26日金曜日までの間で、各学校の希望する日にちを踏まえて調整を行い、学校ごとに文部科学省が指定する日に適切に分散して実施する。
- (ウ) 生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

#### (2) 学校質問紙調査

令和5年4月に実施する。

様式1【調査票】市町村教育委員会用

- ① 市町村教育委員会は、設置管理する全ての学校について取りまとめ、提出してください。  
※令和5年(2023年)4月18日時点の内容を記入してください。(例えば、統廃合等により令和5年(2023年)4月18日時点で存在しない学校は、含みません。)なお、令和5年(2023年)4月18日に調査を実施できないやむを得ない事情があり、4月19日以降に調査を実施する学校も集計数に含めるものとし、「やむを得ない事情により4月18日に実施できず、4月19日以降に実施する」欄に記入してください。また、令和5年度に、調査対象となる小学校第6学年の児童又は中学校第3学年の生徒の在籍の見込みがない場合は、「調査の対象となる児童生徒が在籍しない」欄に記入してください。
- ② 調査の参加に特段の支障がある学校がある場合は、「②令和5年度全国学力・学習状況調査への参加に特段の支障がある学校とその内容」欄に記入してください。
- ③ その他、連絡事項(例えば、「学校基本情報の確認(A)(B)」の内容から変更がある場合や市町村合併を予定している場合、統廃合・義務教育学校の設置を予定している場合、休校の状況等)があれば、「③連絡事項」欄に記入してください。
- ④ やむを得ない事情があり、4月19日以降に調査を実施する学校がある場合は、「④4月19日以降に調査を実施する学校名とその理由」欄に学校名と理由を記入してください。

※ 次の教育委員会は、小学校及び中学校の設置管理者として、令和5年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査に参加します。

教育委員会名: 芽室町教育委員会

① 所管する学校

※ 令和5年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査に参加する。

	小学校調査				中学校調査					
	学校名	調査対象となる児童生徒が在籍する	4月18日に実施する	やむを得ない事情により4月18日に実施できず、4月19日以降に実施する	調査の対象となる児童生徒が在籍しない	学校名	調査対象となる児童生徒が在籍する	4月18日に実施する	やむを得ない事情により4月18日に実施できず、4月19日以降に実施する	調査の対象となる児童生徒が在籍しない
	(記入例)〇〇市立〇〇小学校	1	1			(記入例)〇〇市立〇〇中学校	1	1		
	(記入例)〇〇市立〇〇小学校				1	(記入例)〇〇市立〇〇中学校	1		1	
1	芽室町立芽室小学校	1	1			芽室町立芽室中学校	1	1		
2	芽室町立上養生小学校	1	1			芽室町立上養生中学校	1	1		
3	芽室町立芽室西小学校	1	1			芽室町立芽室西中学校	1	1		
4	芽室町立芽室南小学校	1	1							
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40										
41										
42										
43										
44										
45										
	合計	4	4	0	0	合計	3	3	0	0

② 令和5年度全国学力・学習状況調査への参加に特段の支障がある学校名とその内容

Blank box for special circumstances.

③ 連絡事項(「学校基本情報の確認(A)(B)」の内容から変更がある場合等)

(記入例)学校基本情報の確認(A)(B)の内容から変更: △△→□□(〇〇小学校)  
統廃合となる予定の学校: 〇〇小学校(廃止)、〇〇小学校(廃止)→〇〇小学校(新設)  
休校の状況: 〇〇小学校(R05休校予定)、〇〇小学校(R04休校、R05引継ぎ休校・再開予定)

④ 4月19日以降に調査を実施する学校名とその理由

学校名	理由

日程第 8

議案第 37 号

芽室町奨学金の償還免除決定の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、償還免除の決定をしようとするものであります。

令和 4 年 12 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例

平成29年3月7日条例第2号

(償還の免除)

第11条 町長は、奨学生が次の各号のいずれにも該当するときは、償還の一部を免除することができる。

- (1) 高等教育機関等を卒業した年度の翌年度以降から、芽室町内に2年以上居住していること。
- (2) 償還免除決定時に芽室町内に居住していること。
- (3) 町民税の課税対象であること。
- (4) 町税及び国民健康保険税を完納していること。
- (5) 当該年度までに償還の遅延がないこと。

2 町長は、奨学生が死亡又は重度心身障害の状態にある等により奨学金の償還が不能となったときは、その償還の全部又は一部を免除することができる。

(償還の延長又は免除の申請)

第12条 償還の延長又は免除を受けようとする奨学生又はその遺族は、規則で定める書類を町長に提出しなければならない。

(償還の延長又は免除の決定及び通知)

第13条 町長は、前条の申請があったときは、教育委員会に諮って償還の延長又は免除の適否を決定し、当該奨学生に通知するものとする。

(償還免除)

第9条 償還を免除することができる条件は、条例第11条第1項に規定するもののほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 同項第1号に規定する償還免除の対象者は、毎年9月30日を基準に2年以上芽室町に居住している者とする。
- (2) 償還免除の対象となる期間は、最大3年とする。
- (3) 償還の免除を受けた者が、芽室町から転出した場合は、償還期間中に再度転入した場合でも、償還免除の対象にはならない。
- (4) 償還免除額は、年間返還金額の2分の1とする。

(償還の延長又は免除の申請)

第10条 条例第12条の規定により償還の延長又は免除を受けようとする者（以下「延長又は免除申請者」という。）は、償還延長・免除申請書（第14号様式）を町長に提出するものとする。

2 条例第11条第1項の規定により償還の免除を申請するときは、前項に加えて延長又は免除申請者の当該年度の課税を証明する書類を町長に提出しなければならない。

(償還の延長又は免除決定の通知)

第11条 条例第13条の規定により免除の延長又は免除を決定したときは、償還延長・免除決定通知書（第15号様式）により延長又は免除申請者に通知するものとする。

(償還の延長又は免除決定の取消し)

第12条 町長は、償還の延長又は免除を受けることが決定した者（以下「延長・免除決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該年度における償還の延長・免除の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 償還延長・免除決定通知書発行の日までに延長又は免除の対象となる条件を満たさなくなったとき。
  - (2) 償還の延長又は免除の決定の内容又はこの規則の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないとき、その他偽りや不正の手段により償還の延長又は免除を受けたとき。
- 2 町長は、前項の規定による取消しを決定したときは、その旨を償還延長・免除取消通知書（第16号様式）により延長・免除決定者に通知するものとする。
- 3 第1項により免除の取消しが決定した延長・免除決定者は、取消しが決定した年度の翌年度以降に同じ条件による償還の免除を申請することができない。

日程第9

議案第38号

芽室町教育支援委員会具申の件（非公開）

芽室町教育支援委員会の審査結果に基づく具申がありましたので、心身障害児童に対し、能力に応じた教育が受けられるよう適正な就学指導をしようとするものであります。

令和4年12月26日提出

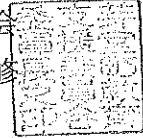
芽室町教育委員会教育長 程 野 仁



令和4年11月17日

芽室町教育委員会  
教育長 程 野 仁 様

芽室町教育支援委員会  
委員長 山 川 修



特別支援学級等への入級について（具申）

令和4年度第1回芽室町教育支援委員会の協議結果について、関係書類を付して具申します。

記

- 1 特別支援学級等に入級する児童・生徒の適否の判断について  
別紙のとおり
- 2 添付書類 就学先決定シート  
別紙のとおり

日程第10

議案第39号

令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」  
への市町村別結果掲載の件（非公開）

令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要領に基づき、北海道教育委員会が作成する北海道版結果報告書に、市町村別の結果を掲載することの同意の取扱いについて、決定しようとするものであります。

令和4年12月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第 1 1

協議案第 1 号

令和 5 年度芽室町一般会計教育費予算の件（非公開）

令和 5 年度芽室町一般会計教育費予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、協議願うものであります。

令和 4 年 1 2 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分  
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作  
成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

日程第12

協議案第2号

第4期芽室町子どもの読書活動推進計画（案）策定の件

第4期芽室町子どもの読書活動推進計画（案）策定について、協議願うものであります。

令和4年12月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

第4期  
芽室町子どもの読書活動推進計画（案）

令和5年4月

芽室町教育委員会

## はじめに

芽室町では平成18年度に子どもの読書活動推進計画を策定しました。その後2回の更新を経て現在までの間に出版不況、スマートフォンやSNSの普及などによる情報通信技術の進展、障害者差別解消法など、さまざまな出来事や社会の変化があり、芽室町の子どもたちの読書を取り巻く状況も大きく変わりました。さらに令和2年からの新型コロナウイルス感染症の世界的大流行と感染症対策の取組により、学校や図書館をはじめとする各種の公共・民間の施設は、運営や事業活動の縮小、停止を余儀なくされ、芽室町図書館においても臨時閉館等により、町民の読書活動に制限が生じたこともありました。

子どもたちを取り巻く読書環境は変化しますが、成長の過程で文字や言葉に触れ、おはなしや絵本、物語の世界に親しみ、本に触れ、深化させていくことは、人とのコミュニケーションを学び、感性を磨き、想像力を深めることにつながるものであり、人生を豊かに生きていくうえで欠かせないものです。

これらのことを踏まえ、芽室町の子どもたちが、あらゆる場所で自ら進んで読書を楽しみ、想像力や好奇心を養うとともに、日常生活にいかすことができるよう、第4期芽室町子どもの読書活動推進計画を策定いたします。

## I 芽室町子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方

### 1 計画の目的

子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに育つためには、家庭・地域社会・学校が一体となり、子どもの生活全体を見直し、ゆとりの中で生活体験、社会体験など様々な活動を経験して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育むための環境づくりが求められています。

とりわけ読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで欠くことのできないものと考えられています。このようななか「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月施行)に基づき国、道はそれぞれ子どもの読書推進に関する計画を策定し取組が進められています。

芽室町では、法の基本理念や北海道の推進計画を基本に、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自ら進んで読書活動を行うことができるような環境整備を図ることを目的として平成18年度から「芽室町子どもの読書活動推進計画」を策定してきましたが、令和5年度に計画を更新し「第4期芽室町子どもの読書活動推進計画」を策定します。この計画は芽室町社会教育推進中期計画の下位計画として位置づけられます。

あわせて、2015年国連サミットで採択されたSDGsの全17の目標を2030年までに達成することをめざし、第4期芽室町子どもの読書活動推進計画を推進してまいります。

### 2 計画の期間

令和5年度から令和8年度での4カ年とします。

### 3 計画の対象

計画の対象は0歳からおおむね18歳までとします。

## II 第3期芽室町子どもの読書活動推進計画の成果と課題

### 1 読書活動の推進

本町で平成15年度にはじまったブックスタート事業は町民の間に定着しています。翌日に開催される赤ちゃん向けおはなし会の「はじめのいっぽ」や日曜お話し会などの



読み聞かせ事業や育児ネットめむろへ講師派遣している保護者向けの読み聞かせ講習会などの事業を通じて新生児のいる家庭では本を通して親子の楽しいひとときの創造の趣旨から言葉、おはなし、物語への導入、図書館利用への動機づけにつながるようになっていきます。コロナ禍で運営手法も感染拡大防止につとめたものに変更してきていますが趣旨は変わりなく執り行われています。

ブックスタートから学齢期までが子どもの読書の空白期間とにならないよう開始された読書相談事業「すくすくよむよむ」は子育て支援センターの広場開放時に月1回行われています。読み聞かせについては感染症収束後に再開することも視野に入れており、読書相談、出張貸出等も継続して実施しています。

図書館まつりは平成24年度にはじまり、ボランティアサークルや個人ボランティアを中心とした実行委員会形式により運営されています。コロナ感染症の影響はありましたが通常の図書館事業と違い町民・利用者が主体で運営する大型イベントは子ども向けに魅力的な催事が企画されており、親子連れでの来場も多く子どもの読書推進に大きな効果をあげています。

町内各機関や施設でボランティア活動が行われていますが、役場健康福祉課や社会福祉協議会ボランティアセンターを中心に輪が広がり、子どもの読書活動推進に結びつく活動を行う団体、個人の活動を更に促進していくことが課題となります。

## 2 読書環境の整備

平成24年の西地区子どもセンター、平成28年の芽室子どもセンターの開館により子どもたちが放課後を過ごす環境に変化がありました。旧学童保育所などでも読み聞かせや図書館の団体貸出事業は行なわれていましたが、新施設でより一層活発化し各施設利用者の読書機会がより拡大することとなりました。また、子どもセンターでの図書館除籍資料の再利用機会の拡大が定着してきました。芽室町図書館で除籍した図書資料が子どもセンターで利用者用閲覧資料として、また指導員の業務スキル向上用参考資料として広く利用されており、町全体で限られた資源がより有効的にその役目を果たすようになりました。

町内小中学校図書館では平成25年度に全校で学校図書館図書標準100%を達成しました。新刊の選定・受入と適切な資料の除籍等の資料管理・書架の保守をはじめ、魅力ある学校図書館運営に努めていかなければなりません。学校図書館の利用は芽室町教育委員会が行う学校図書館貸出状況調査で数値化され公共図書館の統計と共に児童生徒の読書の状況を表す手だてとなっています。

農村部の小中学校に図書資料を配本する移動文庫は学校での子どもの読書推進に貢献しており、年間5回の巡回を行っています。学校の学級単位に100冊2カ月間図書資料を貸し出す団体貸出についても多くの利用があり、定着しています。子どもたちにとって簡単に本を手にとれる場所が少しでも増えることが読書推進に大いに役立っています。

平成25年度開始の介護予防ポイントは65歳以上の方のボランティア活動の場でもポイント付与があり、さまざまなボランティア活動でやりがい創出に結びついています。子どもの読書活動推進に係るボランティアの皆さんのより一層の活動の動機づけにつながるよう、図書館を含めた各施設が適切なサポートを継続していくことが必要です。

### 3 子どもの読書活動推進の普及・啓発

広報活動や子どもの読書活動推進に係る各種事業の実施が、既存の利用登録者以外の町民にも子どもの読書活動推進の周知を進めてきました。従来の読み聞かせに関連する行事から夏休み子ども教室、一日図書館職員体験、ぬいぐるみのおとまり会、絵本ガチャ、読書通帳など、時流の変化を取り込んだ新規事業を企画、実施し、読書推進につなげるよう進めてきました。そして町広報誌、らいぶらりーにゅーす、SNSなどの各種の媒体を活用し事業の事前周知や事後の実施報告記事を掲載してきました。

各種関連事業と広報活動により、図書館や読書の情報を広く伝えることが、子どもの読書活動推進に結びつくことを前提に取組を継続することが重要です。

## III 子どもの読書活動推進のための方策

令和2年の新型コロナウイルス感染症の拡大が一般社会の日常生活を大きく変えました。三密回避や新しい生活様式を前提とした図書館運営はどうあるべきなのか、模索しながら進めているところですが、計画的な導入を検討している電子図書館、GIGAスクール構想との連携の二つの要素を加えることにより、子どもの読書活動推進に役立てるための仕組みや制度の更改、技術的な発展を見据えながら検討し取り組んで参ります。

### 1 読書活動の推進

#### (1) 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭においては日常生活の中で、家族と一緒に本を楽しむことによって読書習慣を形成し、子どもが読書に親しむ環境づくりが大切です。子どもが読書に対する興味を高めるため、いつも身近に本がありまわりの大人が読書に親しむことも重要です。

### 【具体的な取組】

- ・親子や家族と一緒に本を楽しむ時間づくりの呼びかけをします。
- ・保護者の読み聞かせの啓発や読書活動の機会づくりに努めます。
- ・ブックスタート事業にあたっては新型コロナウイルス感染症をはじめとする社会不安の状況を注視しながら、参加者の安心安全を最優先としつつ、絵本の選び方や読み方のアドバイス、おすすめ本の紹介などに取組み、赤ちゃんが言葉や絵本に親しむきっかけづくりを行います。
- ・子育て支援センターでおこなわれる広場開放事業で学齢前の幼児の読書相談、資料貸出を行い幼児のいる家庭の読書推進を継続します。

## (2) 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進

絵本や物語の読み聞かせは、遊びの中に取り入れることで子どもたちの言葉は磨かれ、未知のものに対する興味や好奇心を高め感性を養うものです。

### 【具体的な取組】

- ・身近に絵本のある環境づくりを進め充実に努めます。
- ・幼稚園教諭や保育士による紙芝居や絵本の読み聞かせの継続と充実に努めます。
- ・遊びの中に絵本や物語などの言葉や内容を取り入れ活用に努めます。
- ・自然体験、食育、社会学習などの活動において絵本・物語以外の資料の活用に努めます。
- ・芽室町図書館との連携、団体貸出の活用によりおはなしや読み聞かせの充実に努めます。

## (3) 学校における子どもの読書活動の推進

学校は子どもたちが学習する場であると同時に、集団生活の中で倫理観や仲間への思いやりや理解力を養う場でもあります。学校生活の中で読書習慣の確立は人間形成に大きく影響するとともに、基礎学力向上につながると言われております。また学校における子どもの読書習慣を確立するため、読書指導の充実が必要です。

### 【具体的な取組】

- ・「朝読書」の実施及び継続に努めます。
- ・芽室町図書館との連携による学校図書館活動の充実に努めます。
- ・学校図書館において保護者や学校支援ボランティア等と協働し活動の充実に努めます。

- ・ GIGA スクール構想に対して計画的な導入を検討している電子図書館が児童生徒の読書推進にどう役立つことができるか検討します。

#### (4) 図書館における子どもの読書活動の推進

図書館は、多くの人たちが読みたい本を探し、読書を楽しむための場所であると共に、読書全般に関する利用者の相談や要望に応じる施設として重要な役割を担っています。また、本に関する情報の入手、選びやすく借りやすいなど利用者へのサービスの向上と広く情報を提供する必要があるため、読書活動を行う団体の支援、図書館活動を支援するボランティアサークル・個人に対して活動場所や研修機会の提供を行うことも重要な読書推進に繋がります。

また、図書館未利用者や子どもを持つ家庭が初めて図書館に来館するきっかけ作りをし広く周知していくことも子どもの読書活動の推進にとって大きな意義のある事です。

##### 【具体的な取組】

- ・ 親子で図書館を訪れて本を選び、読み聞かせやおはなし会に参加できるよう広報活動の充実に努めます。
- ・ ボランティアが中心となった実行委員会形式による図書館まつりを実施し、子ども・親子連れなど未利用者の開拓に努めます。
- ・ 子どもの発達に応じた本の紹介、読書案内に努めます。
- ・ 多様な本の紹介を行い、興味対象を広げ深める手助けに努めます。
- ・ 読書の大切さや意義を理解してもらうため、ブックスタートや乳幼児の読書相談事業を実施し、家庭における取り組みや実践的なアドバイスに努めます。
- ・ 図書館情報の入手や資料情報の検索など、利用しやすい環境づくりに努めます。
- ・ 読み聞かせや読書推進を行う図書館ボランティアサークルに、活動場所や機会の提供を行います。
- ・ 他の図書館との連携や情報交換及び図書資料の相互貸借を行い、速やかなサービス提供に努めます。
- ・ 子どもたちが地域の歴史、文化を学習できるよう資料の収集・保存に努めます。
- ・ 図書館見学などを通じ、学校と協力して子どもたちの図書館利用教育の推進に努めます。
- ・ 未利用者や図書館利用を躊躇する子どものいる家族に来館を促す事業の実施・広報を行います。

## (5) 公共施設における子どもの読書活動の推進

子育て支援関連施設などにおいて、絵本・紙芝居・布の絵本・読み物・学習用図書の活用、読み聞かせなど読書活動を推進します。

### 【具体的な取組】

- ・ 出前おはなし会による読み聞かせの実施に努めます。
- ・ 図書館行事やおはなし会への参加を啓発します。
- ・ 子どもセンター指導員等に図書館団体貸出を行います。

## (6) 民間団体における子どもの読書活動の支援

おはなし会や読み聞かせ、人形劇などの開催による子どもの読書活動を推進するボランティアサークルの活動支援を行います。

### 【具体的な取組】

- ・ ボランティアサークルの活動場所を提供します。
- ・ ボランティアサークルによるおはなし会、読み聞かせ、人形劇等の開催を支援します。
- ・ ボランティアサークルの活動に必要な図書資料等の団体貸出を行います。
- ・ ボランティアサークルの活動・運営を紹介するとともに、ボランティア活動への参加を呼びかけていきます。

## 2 読書環境の整備

### (1) 学校図書館の整備

学校図書館は教育課程の展開のためだけでなく、子どもたちが読書を通じて健全な教養を育む場として重要な役割を担っています。

#### 【具体的な取組】

- ・ 学校図書館の環境整備、図書資料の整備と充実に努めます。
- ・ 芽室町図書館との連携、団体貸出の活用により図書の充実に努めます。
- ・ GIGA スクール構想と計画的な導入を検討している電子図書館との連携を検討します。

### (2) 移動文庫の充実化

芽室町図書館から遠隔地に住む子どもの読書活動推進のため、移動文庫による定期的な配本を行い農村部の小中学校の児童生徒を対象に豊かな読書環境を提供します。

#### 【具体的な取組】

- ・芽室町図書館から遠距離にある小・中学校図書館に定期的に図書を配本し農村部の学校図書館の資料構成を豊かにすることで児童生徒の読書環境の充実を図ります。

### (3) 公共図書館の整備

子ども用トイレと授乳コーナーが設置された幼児コーナーは、親子が本を楽しむ空間であり、絵本や布の絵本、紙芝居、大型絵本、しかけ絵本などは乳幼児期から絵本に親しむ機会を提供します。また閲覧室は児童書と一般書の間仕切りがないワンフロアで、絵本、読み物、学校の教科関連図書などを系統的に配置し、一般書小説エッセイとの間に中高生向けヤングアダルト図書を配置し年齢とともに一般書に移行がスムーズにできるよう配列しています。建物の特性を利用し、魅力のある図書を受入・配置し子どもの読書活動を推進します。

#### 【具体的な取組】

- ・布の絵本や布のおもちゃ、子どもが遊べるタペストリー（壁掛け）の設置等、子どもの読書環境整備に努めます。
- ・幼児コーナーに出産、育児、食育、名付けなど子育てに関連する図書資料を重点的に配置し利用の充実に努めます。
- ・セット貸出や紙芝居枠の貸出を行い、利用者に便利な利用環境を提供します。
- ・図書の企画展示でトピック性のあるテーマ展示を行い親世代にもアピールする子どもの読書推進関連資料の利用の啓発を行います。
- ・中学校・高校の試験時期等や入試時期に視聴覚室を学習開放し、中高生の図書館利用環境向上に努めます。
- ・令和3年度に設置したWi-Fiを用いて子どもの学習活動を支援します。
- ・計画的な導入を検討している電子図書館を活用した子どもの読書活動推進について検討します。

## 3 子どもの読書活動の普及・啓発

### (1) 広報活動の推進

芽室町図書館では町広報誌をはじめとする各種印刷物、SNS等による広報活動で子どもの読書活動推進に努めています。その意義や重要性について住民・利用者の理解と関心を高めるよう普及啓発活動に努めていきます。

#### 【具体的な取組】

・「子ども読書の日」(4月23日)に合わせて、子どもの読書活動推進に関する啓発・広報に努めます。

- ・図書館ホームページで定期的に情報提供を行います。
- ・SNSや地域FMラジオ等即時性の高い媒体でタイムリーな情報提供を行います。
- ・新聞チラシ折込みをはじめ適宜印刷物による広報活動を行います。
- ・地元新聞をはじめさまざまな団体・機関と連携し多くの方に情報提供するよう努めます。

## (2) 啓発事業の実施

近年、図書館には情報発信機能の強化が求められています。読書感想文募集期間の課題資料等の展示、児童書のテーマ別展示などの資料展示事業は、子どもたちに未知の本を手取るきっかけ作りとなっており、ぬいぐるみのおとまり会での読み聞かせや子ども教室での関連資料の紹介、読書通帳満期での達成感の醸成など各種事業へ参加など、子どもたちにとっていろいろな形での読書体験の場があり、一層の充実の継続が図られています。

### 【具体的な取組】

- ・春の読書週間に合わせて、子どもの読書活動に係わる行事の開催に努めます。
- ・展示等による課題図書や北海道指定図書等の紹介を行い、利用の促進を図ります。
- ・時節の話題に合わせ、ミニ展示や特別展示などで資料の紹介を行います。
- ・読書通帳や本の一口コメントなど子どもの読書意欲を促進する事業を行います。

## 各種統計数値

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
図書館利用者数 (人)	48,960	47,369	44,401	32,020	29,026
図書館貸出冊数 (冊)	164,255	163,890	161,985	139,311	122,729
うち児童書 (冊)	57,515	58,928	59,058	53,584	50,243
町内小中高校学校図書館 貸出者数(人)	10,264	9,858	7,164	6,121	3,921 ※1校なし
町内小中高校学校図書館 貸出冊数 (冊)	20,570	16,557	12,819	13,593	11,368 ※1校なし
小中学校図書館図書標準充足率 100%達成学校数 (7校中)	7	7	7	7	7
図書館ボランティア団体数	4	4	4	4	4
町内人口 (人) ※年度末現在	18,660	18,540	18,430	18,268	18,117
うち 18 歳以下人口 (人)	3,495	3,408	3,331	3,263	3,158



## 第4期芽室町子どもの読書活動推進計画

令和5年4月

編集・発行

芽室町教育委員会生涯学習課

芽室町図書館

〒082-0014

北海道河西郡芽室町東4条3丁目6番地1

TEL 0155-62-1166

FAX 0155-62-6518

第3期  
芽室町子どもの読書活動推進計画

平成30年4月

芽室町教育委員会

## はじめに

芽室町では平成18年度に子どもの読書活動推進計画を策定しました。その後の10年余りの現在までの間にネット書店の隆盛、出版不況、電子書籍の浸透、スマートフォンやSNSの台頭、障害者差別解消法などさまざまな事象や社会の変化があり、子どもの読書や図書館を取り巻く状況も大きく推移してきました。

しかし、これからも変わらないのは、生まれた子どもが成長していく過程で絵本の読み聞かせや読書が、言葉をおぼえ、人とのコミュニケーションを学び、感性を磨き、想像力を深めることにつながるものであり、人が人生を豊かに生きていく上で欠かせないものであることです。

芽室町の子どもたちがあらゆる場所でみずからすすんで読書を楽しみ、読書で得た知識や感性、想像力や好奇心を養い日常生活にいかすことができるよう町全体でとりくむために第3期芽室町子どもの読書活動推進計画を策定するものであります。

## I 芽室町子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方

### 1 計画の目的

子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに育つためには、家庭・地域社会・学校が一体となり、子どもの生活全体を見直し、ゆとりの中で生活体験、社会体験など様々な活動を経験して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育むための環境づくりが求められています。

とりわけ読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで欠くことのできないものと考えられています。このようななか「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月施行）に基づき国、道はそれぞれ子どもの読書推進に関する計画を策定し取組が進められています。

芽室町では、法の基本理念や北海道の推進計画を基本に、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自ら進んで読書活動を行うことができるような環境整備を図ることを目的として平成18年度から「芽室町子どもの読書活動推進計画」を策定してきましたが、平成30年度に計画を更新し「第3期芽室町子どもの読書活動推進計画」を策定します。この計画は芽室町生涯学習推進中期計画（芽室町教育基本計画）の下位計画として位置づけられます。

### 2 計画の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5カ年とします。

### 3 計画の対象

計画の対象は0歳からおおむね18歳までとします。

## II 第2期芽室町子どもの読書活動推進計画の成果と課題

### 1 読書活動の推進

平成15年度開始のブックスタート事業は町民の間に着々と浸透・定着しており、会場での大型絵本等の読み聞かせや翌日に図書館で実施する乳幼児対象読み聞かせ事業等派生的・複合的な事業展開をし、本来の目的の本を通じた親子の楽しいひとときを持つという趣旨から、絵本の読み聞かせを通じ乳児の「言葉」や「おはなし」への導入、保護者である図書館未利用者の利用のきっかけ作りと利用促進啓発の機能に通じるものと

なりました。

ブックスタートから学齢期までが子どもの読書の空白期間とならないよう開始された図書館の読書相談事業について、現在子育て支援センターの広場開放時に月1回行われています。読書相談や読み聞かせの事業として行われてきましたが、図書の個人貸出も行うこととなりました。学齢前の乳幼児とその保護者という参加者層に向けて選書された資料を個人に貸出し、好評を得ています。図書館バスを持たない公共図書館が館外で行う貸出事業は近隣住民や子供連れの利用者にとり有意義な場となっています。

平成24年度開始の図書館まつりは翌年度からボランティアサークルや個人ボランティアを主体とした実行委員会形式により運営されることになり、現在も続いています。未利用者の開拓の目的からはじまり、現在ではボランティア活動者の研修機会の場となることもあり、子どもの読書活動推進に結びついています。

町内各機関・施設でボランティア活動が行われていますが、役場保健福祉課や社会福祉協議会ボランティアセンターを中心として輪が広がり、子どもの読書活動推進に結びつく活動を行う団体・個人の活動を更に促進していくことが課題となります。

## 2 読書環境の整備

平成24年の西地区子どもセンター、平成28年の芽室子どもセンターの開館により子どもたちが放課後を過ごす環境に変化がありました。旧学童保育所などでも読み聞かせや図書館の団体貸出事業は行なわれていましたが、図書館除籍資料の再利用が促進されることになりました。また指導員単位での団体貸出も新施設でより一層活発化し、各施設利用者の読書機会がより拡大することとなりました。

町内小中学校図書館では平成25年度に全校で学校図書館図書標準100%を達成しました。新刊の選定・受入と適切な資料の除籍等の資料管理・書架の保守をはじめ、魅力ある学校図書館運営に努めていかなければなりません。学校図書館の利用は芽室町教育委員会が行う学校図書館貸出状況調査で数値化され公共図書館の統計と共に児童生徒の読書の状況を表す手だてとなっています。また学校図書館担当者会議が毎年開催され町内各校の現況や課題を共有する機会となっています。

学校図書館の電算化や学校図書館の運営マニュアルである「芽室の学校図書館～運営の手引き」の普及などの今後の取組が課題となります。

農村部の小中学校に図書資料を配本する移動文庫は学校での子どもの読書推進に貢献しており、年間巡回回数も増えて年間5回となりました。平成28年度は市街地の学校から要望があり単発事業で「移動図書館」を実施しました。これもゆくゆくは学校にと

って無理なく継続可能な事業にしていくことが出来ればより子どもの読書機会の創出に結びつくものであります。

平成25年度開始の介護予防ポイントは65歳以上の方のボランティア活動の場でもポイント付与があり、さまざまなボランティア活動でやりがい創出に結びついています。お話し会サークルやよみきかせボランティアへの動機付けとなるよう適切に周知していく必要があります。

### 3 子どもの読書活動推進の普及・啓発

平成27年度から始まった町商工会青年部の夏フェスにおいて図書館は会場の芽室公園に「図書館分館」を出店しています。町内外から多くの方が来場し、芽室町の子どもの読書活動や芽室町図書館をPRする機会となっています。「子ども達に夏まつりの賑わいを・体験学習の機会を」と始められたイベントは芽室の夏の風物詩となりつつあります。本を媒介に子どもを含めた全世代に読み聞かせ、読書、図書館を啓発する館外での奉仕活動の機会となっています。これまでの固定された場所に来客を待つ図書館本来の体制に加え、地域・行事に向く館外奉仕活動や各種サービス窓口の設置といった本館以外の業務も今後課題となります。

## Ⅲ 子どもの読書活動推進のための方策

### 1 読書活動の推進

#### (1) 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭においては日常生活の中で、家族と一緒に本を楽しむことによって読書習慣を形成し、子どもが読書に親しむ環境づくりが大切であります。子どもが読書に対する興味を高めるため、いつも身近に本がありまわりの大人が読書に親しむことも重要です。

##### 【具体的な取り組み】

- ・親子や家族と一緒に本を楽しむ時間づくりの呼びかけをします。
- ・父親の読み聞かせの啓発や読書活動の機会づくりに努めます。
- ・ブックスタート事業会場で絵本の選び方や読み方のアドバイス、おすすめ本の紹介、読み聞かせを実施し、赤ちゃんが言葉や絵本に親しむきっかけづくりを行います。
- ・子育て支援センターでおこなわれる広場開放事業で学齢前の幼児の読書相談、資料貸出を行い幼児のいる家庭の読書推進を図ります。

## (2) 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進

絵本や物語の読み聞かせは、遊びの中に取り入れることで子どもたちの言葉は磨かれ、未知のものに対する興味や好奇心を高め感性を養うものであります。

### 【具体的な取り組み】

- ・身近に絵本のある環境づくりを進め充実に努めます。
- ・幼稚園教諭や保育士による紙芝居や絵本の読み聞かせの継続と充実に努めます。
- ・遊びの中に絵本や物語などの言葉や内容を取り入れ活用に努めます。
- ・自然体験、食育、社会学習などの活動において絵本・物語以外の資料の活用に努めます。
- ・町図書館との連携、団体貸出の活用によりおはなしや読み聞かせの充実に努めます。

## (3) 学校における子どもの読書活動の推進

学校は子どもたちが学習する場であると同時に、集団生活の中で倫理観や仲間への思いやりや理解力を養う場でもあります。学校生活の中で読書習慣の確立は人間形成に大きく影響するとともに、基礎学力向上につながると言われております。また学校における子どもの読書習慣を確立するため、読書指導の充実が必要であります。

### 【具体的な取り組み】

- ・「朝読書」の実施及び継続に努めます。
- ・町図書館との連携による学校図書館活動の充実に努めます。
- ・学校図書館において保護者や地域ボランティア等と協働し活動の充実に努めます。

## (4) 図書館における子どもの読書活動の推進

図書館は、多くの人たちが読みたい本を探し、読書を楽しむための場所であると共に、読書全般に関する利用者の相談や要望に応じる施設として重要な役割を担っています。また、本に関する情報の入手、選びやすく借りやすいなど利用者へのサービスの向上と広く情報を提供する必要があり、読書活動を行う団体の支援、図書館活動を支援するボランティアサークル・個人に対して活動場所や研修機会の提供を行うことも重要な読書推進に繋がります。

また、図書館未利用者や子どもを持つ家庭が初めて図書館に来館するきっかけ作りをし広く周知していくことも子どもの読書活動の推進にとって大きな意義のある事です。

### 【具体的な取り組み】

- ・親子で図書館を訪れて本を選び、読み聞かせやおはなし会に参加できるよう広報活動の充実に努めます。
- ・ボランティアが中心となった実行委員会形式による図書館まつりを実施し子ども、親子連れなど未利用者の開拓に努めます。
- ・子どもの発達に応じた本の紹介、読書案内に努めます。
- ・多様な本の紹介を行い、興味対象を広げ深める手助けに努めます。
- ・読書の大切さや意義を理解してもらうため、ブックスタートや乳幼児の読書相談事業を実施し、家庭における取り組みや実践的なアドバイスに努めます。
- ・図書館情報の入手や資料情報の検索など、利用しやすい環境づくりに努めます。
- ・読み聞かせや読書推進を行う図書館ボランティアサークルに、活動場所や機会の提供を行います。
- ・他の図書館との連携や情報交換及び図書資料の相互貸借を行い、速やかなサービス提供に努めます。
- ・子どもたちが地域の歴史、文化を学習できるよう資料の収集・保存に努めます。
- ・子どもたちに図書館の利用方法について、図書館見学などを通じ学校と協力して図書館教育の推進に努めます。
- ・障がいのある子どもの読書について、視聴覚資料や図書資料など障がいに応じた資料の提供に努め、読み聞かせ等の事業を開催し、障害のある子どもの読書活動を推進する団体に団体貸出等の支援を行います。
- ・未利用者や図書館利用を躊躇する子どものいる家族に来館を促す事業の実施・広報を行います。

#### (5) 公共施設における子どもの読書活動の推進

保健福祉センターや子育て支援関連施設などにおいて、絵本・紙芝居・布の絵本・読物・学習用図書の活用、読み聞かせなど読書活動を推進します。

##### 【具体的な取り組み】

- ・出前おはなし会による読み聞かせの実施に努めます。
- ・図書館行事やおはなし会への参加を啓発します。
- ・子どもセンター指導員等に図書館団体貸出を行います。

#### (6) 民間団体における子どもの読書活動の支援

おはなし会や読み聞かせ、人形劇などの開催による子どもの読書活動を推進するボ



ランティアサークルの活動支援を行います。

**【具体的な取り組み】**

- ・ボランティアサークルの活動場所を提供します。
- ・ボランティアサークルによるおはなし会、読み聞かせ、人形劇等の開催を支援します。
- ・ボランティアサークルの活動に必要な図書資料等の団体貸出を行います。
- ・ボランティアサークルの活動・運営を紹介するとともに、ボランティア活動への参加を呼びかけていきます。

## 2 読書環境の整備

### (1) 学校図書館の整備

学校図書館は教育課程の展開のためだけでなく、子どもたちが読書を通じて健全な教養を育む場として重要な役割を担っています。

**【具体的な取り組み】**

- ・学校図書館の環境整備、図書資料の整備と充実に努めます。
- ・町図書館との連携、団体貸出の活用により図書の充実に努めます。
- ・学校図書館の電算化について検討します。

### (2) 移動文庫の充実化

町図書館から遠隔地に住む子どもの読書活動推進のため、移動文庫による定期的な配本を行い農村部の小中学校の児童生徒を対象に豊かな読書環境を提供します。

**【具体的な取り組み】**

- ・町図書館から遠距離にある小・中学校図書館に定期的に図書を配本し農村部の学校図書館の資料構成を豊かにすることで児童生徒の読書環境の充実を図ります。

### (3) 公共図書館の整備

子ども用トイレと授乳コーナーが設備された幼児コーナーは、親子が本を楽しむ空間であり、良質な絵本や布の絵本、紙芝居、大型絵本、しかけ絵本などは乳幼児期から絵本に親しむ機会を提供します。また閲覧室は児童書と一般書の間仕切りがないワンフロアで、絵本、読み物、学校の教科関連図書などを系統的に配置し、一般書小説エッセイとの間に中高生向けヤングアダルト図書を配置し年齢とともに一般書に移行がスムーズにできるよう配列しています。建物の特性を利用し、魅力のあ

る図書を受入・配置し子どもの読書活動を推進します。

#### 【具体的な取り組み】

- ・布の絵本や布のおもちゃ、子どもが遊べるタペストリー（壁掛け）の設置等、子どもの読書環境整備に努めます。
- ・幼児コーナーに出産、育児、食育、名付けなど子育てに関連する図書資料を重点的に配置し利用の充実に努めます。
- ・セット貸出や紙芝居枠の貸出を行い、利用者に便利な利用環境を提供します。
- ・図書の企画展示でトピック性のあるテーマ展示を行い親世代にもアピールする子どもの読書推進関連資料の利用の啓発を行います。
- ・中学校・高校の試験時期等や入試時期に視聴覚室を学習開放し、中高生の図書館利用環境向上に努めます。

### 3 子どもの読書活動の普及・啓発

#### (1) 広報活動の推進

町図書館では町広報誌をはじめとする各種印刷物、ホームページやSNSなどの電子媒体による広報活動で子どもの読書活動推進に努めています。その意義や重要性について住民・利用者の理解と関心を高めるよう普及啓発活動に努めていきます。

#### 【具体的な取り組み】

- ・「子ども読書の日」（4月23日）に合わせて、子どもの読書活動推進に関する啓発・広報に努めます。
- ・図書館ホームページで定期的に情報提供を行います。
- ・役場フェイスブックや地域FMラジオ等即時性の高い媒体でタイムリーな情報提供を行います。
- ・新聞チラシ折込みをはじめ適宜印刷物による広報活動を行います。
- ・地元新聞をはじめさまざまな団体・機関と連携し多くの方に情報提供するよう努めます。

#### (2) 啓発事業の実施

図書館に対してのこれまでのニーズは資料の集積・保存が主体でしたが、現在情報発信機能の強化が求められています。長年蓄積された豊富な地域資源である図書館資

料をピックアップ、情報を編集して提示・提案する事業が子どもの読書活動推進の普及・啓発にも大きな効果があります。

**【具体的な取り組み】**

- ・春の読書週間に合わせて、子どもの読書活動に係わる行事の開催に努めます。
- ・展示等による課題図書や北海道指定図書等の紹介を行い、利用の促進を図ります。
- ・読書感想文コンクールに合わせて、優良な図書資料の普及に努めます。
- ・読書通帳や本の一口コメントなど子どもの読書意欲を促進する事業を行います。

## 各種統計数値

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
図書館利用者数 (人)	48,436	49,873	47,289	47,503	52,428
うち中学生以下 (人)	7,689	7,486	7,234	6,918	6,677
図書館貸出冊数 (冊)	174,850	176,592	171,097	177,227	169,498
うち児童書 (冊)	58,158	60,119	60,438	62,485	59,066
町内小中高校学校図書館 貸出者数(人)	統計は 26 年度開始 (一部統計を とっていない学校あり)		8,914	5,335	7,035
町内小中高校学校図書館 貸出冊数 (冊)	統計は 26 年度開始		26,534	23,636	18,087
小中学校図書館図書標準充足率 100%達成学校数 (7 校中)	6	7	7	7	7
図書館ボランティア団体数	5	5	5	5	4
町内人口 (人) ※年度末現在	19,311	19,233	19,068	18,950	18,809
うち 14 歳以下人口 (人)	3,022	2,961	2,883	2,835	2,769

### 第3期芽室町子どもの読書活動推進計画の体系

計画の目的: 全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自ら進んで読書活動を行う環境の整備			
機関、場所	方 策		
	1 読書活動の推進	2 読書環境の整備	3 子どもの読書活動の普及・啓発
家庭	家族が本を楽しむ 幼児の読書相談 など P4		
幼稚園 保育所	幼稚園教諭、保育士によるよ みかせ など P5		
学校 学校図書 館	朝読書 学校図書館活動の充実 など P5	学校図書館、資料の整備 公共図書館との連携 など P7	
公共図書館	図書館利用の促進 各種事業の展開 など P5、P6	移動文庫の実施 幼児コーナーや資料の整備 など P7、P8	子どもの読書に関する広報活動 啓発事業の実施 など P8、P9
公共施設	出前お話し会の実施 子どもセンターへの団体貸出 など P6		
民間団体	ボランティアサークル活動 団体貸出 など P6、P7		

## 第3期芽室町子どもの読書活動推進計画

平成30年4月

編集・発行

芽室町教育委員会社会教育課

芽室町図書館

〒082-0014

北海道河西郡芽室町東4条3丁目6番地1

TEL 0155-62-1166

FAX 0155-62-6518

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

発令　　：平成13年12月12日号外法律第154号

最終改正：平成13年12月12日号外法律第154号

改正内容：平成13年12月12日号外法律第154号[平成13年12月12日]

### (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

日程第13

協議案第3号

芽室町図書館運営指針（案）策定の件

芽室町図書館運営指針（案）策定について、協議願うものであります。

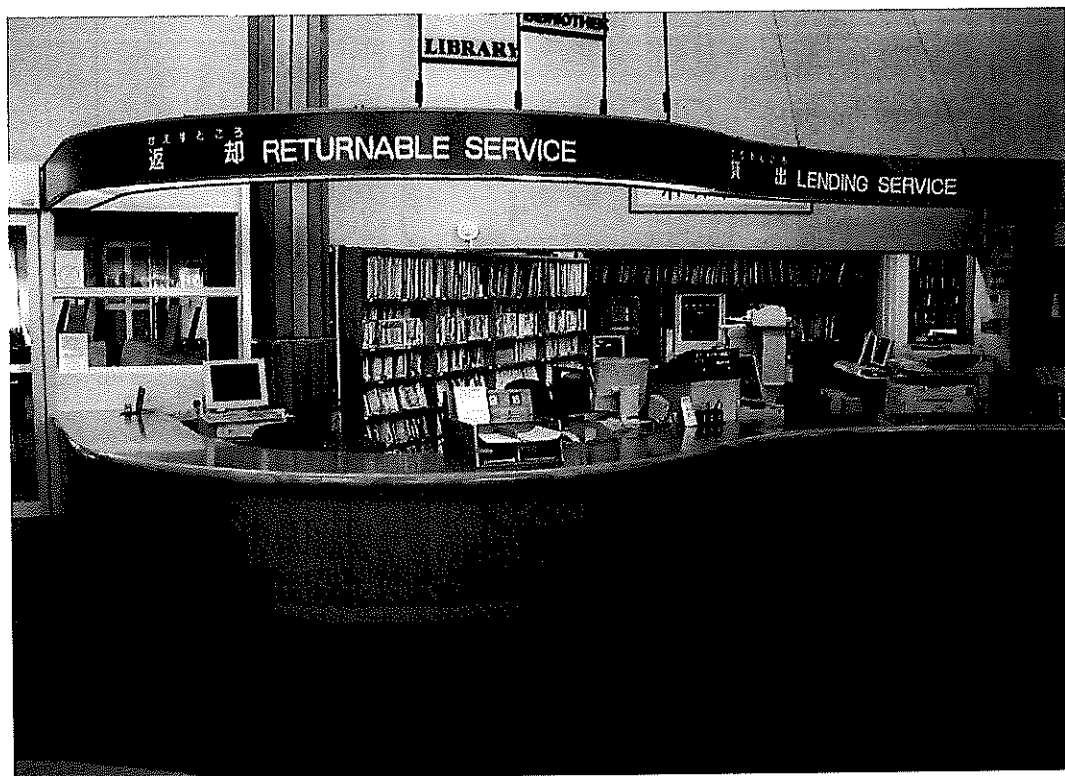
令和4年12月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁



# 芽室町図書館

## 運営指針 (案)



芽室町教育委員会

はじめに

多様化・高度化する学習要求に応えうる社会教育施設としての図書館、文化的なふれあいと憩いの場、あらゆる年齢層の町民が気軽に利用できる生涯学習の場として芽室町図書館は平成元年に開館しました。

時代の経過にともなう利用者ニーズの変化や生涯学習環境の変化に対応し、平成8年夜間開館実施、平成12年町ホームページでの図書館情報提供開始、平成15年ブックスタート開始、平成18年視聴覚資料館外個人貸出開始、平成20年祝日開館・図書館ホームページ開設・インターネット予約開始など図書館サービスの内容も更新・刷新を重ねてきました

令和5年度は第5期芽室町総合計画後期計画、第2期芽室町教育振興基本計画、第2期芽室町社会教育推進中期計画の初年度にあたり、学習機会の提供や情報発信、子どもの読書推進等に加えて図書館機能へ電子書籍の計画的な導入について触れています。

令和2年からのコロナ禍により全国的に電子図書館の導入が進み、十勝総合振興局管内で1館、道東地域としては2館の電子図書館が既に開館しています。これまで図書館活動は自治体が資料を購入して住民に閲覧・貸出を行うことが主体でしたが、電子図書館ではインターネット上で住民が利用できるライセンスを自治体が取得する仕組みになります。

紙の資料と電子情報を両立させた図書館運営を今後は執り進めることとなります。

図書館サービスにとって大きな転換点を迎えつつある現在の状況を踏まえ、当町の図書館運営をさらに総合的、計画的、効果的に推進していくため芽室町図書館運営方針を策定します。

# 目 次

## 芽室町図書館運営指針

第5期芽室町総合計画 .....	1
第2期芽室町教育振興基本計画 .....	2
第2期芽室町社会教育推進中期計画.....	3
1. 運営の目標 .....	4
2. 運営の基本 .....	4
3. 資料及び情報の収集並びに提供等 .....	5
4. レファレンス・サービス .....	6
5. 利用者に応じた図書館サービス .....	6
6. 多様な学習機会の提供 .....	8
7. ボランティアの参加促進 .....	10
8. 広報及び情報公開 .....	11
9. 図書館職員のあり方 .....	11
10. 図書館の危機管理体制 .....	12
11. 開館日時等 .....	12
12. 図書館協議会のあり方 .....	13
13. 施設・整備 .....	13

## 第5期芽室町総合計画

<めざすべき将来像>

みんなで創り みんなでつなぐ

ずっと輝くまち めむろ

まちづくりの基本目標

- ① 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり
- ② 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり
- ③ 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり
- ④ 自然と共生する災害に強い安心・安全のまちづくり
- ⑤ 住民と行政がともに考え未来へつなぐ自治のまちづくり

## 第2期芽室町教育振興基本計画

### < 基本理念 >

「心豊かで 次代に輝く 芽室の人」を育む

- ・芽室町への愛着と誇りの醸成
- ・自己有用感の醸成
- ・夢への挑戦心の醸成

### ( 施策目標 )

- 1 自ら未来を拓く力を育む教育の推進
- 2 多様な学びと質の高い教育を保障する環境の確立
- 3 持続可能な地域づくりを支える教育の推進

## 第2期芽室町社会教育推進中期計画

### < 基本理念 >

町民が生涯にわたり「いつでも」「どこでも」「だれでも」学び、心豊かで輝く人を育む地域づくり

### ( 重点目標 )

- 1 学びの基礎づくり
- 2 生涯を通じての生きがいづくり
- 3 共助社会の絆づくり

# 芽室町図書館運営指針〔令和5年度～令和8年度〕

## 1. 運営の目標

- ◇ 明るく開かれた図書館
- ◇ 情報を集積、発信する図書館
- ◇ 暮らしの中に根づく図書館

## 2 運営の基本

図書館は、町民の多様化した知的要求に応じて、資料の充実と提供を行い、全ての利用者に対応できるサービス体制の確立を図るとともに、知る自由を保障した生涯学習の場を充実させ、人と人のつながりを育む「ゆとり」「やすらぎ」の場を創造していくことを基本使命とし、「町民の誰もが気軽に利用できる図書館」をめざします。また、あわせて2015年国連サミットで採択されたSDGs全17目標の達成を目指すことも踏まえた図書館運営に努めます。

### <重点項目>

1. 町民の図書館として、一人ひとりの声に耳を傾け、積極的に運営に反映させ、町民とともに、より良い図書館づくりに努めます。
2. 「子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭や地域、学校等の取組を支援する各種事業を展開し、子どもの自主的な読書活動を推進します。また、学校図書館の取組みに対する支援に努めます。
3. 職員は常に資質の向上を図り、資料の収集・提供や調査研究のためのレファレンス・サービス（利用者の調査支援）に取り組めます。
4. 生涯学習活動の拠点として読書推進・図書館振興に寄与する図書館事業を実施し、豊かな読書環境づくりに努めます。
5. 情報提供手段の拡大・高度化を図るとともに電子図書の導入について計画的に検討し、地域の情報発信基地としての機能を充実させます。
6. 公共図書館等による相互貸借ネットワークによって確実な資料提供を行なうとともに、多様な情報要求に応えるため、蔵書の充実を図り幅広く奥行き深いサービスを行います。

### 3 資料及び情報の収集並びに提供等

- (1) 町民の要求に応えるための図書館は、生涯学習の中核施設です。人々が「心の豊かさ」や「いきがい」を得ようとすることを支援する施設として、子どもから大人まで個人のライフステージに対応した資料構成や情報提供に努めます。
- (2) 各種図書館との連携はもとより、教育、行政、産業、学術等幅広い施設や機関との連携を深め、ネットワークの強化を図ります。また、データベースの充実を図るとともに活用に努め、レファレンス・サービスの機能を強化し、情報サービスの充実を図ります。
- (3) 図書館は、地域の歴史、文化、経済、産業など地域のできごとや人々の営みを記録し、後世へ伝えゆく機能をもちます。今後の芽室町図書館は、地域のサービス拠点とするほか、郷土資料の収集にも努めます。そのためには、地域に散在する資料・情報を積極的に発掘し、まちの百科事典ともいべき地域資料の集積を創りだします。また、電子図書の導入の検討にあわせて郷土資料のデジタル化の研究を行います。
- (4) 図書館では、いつでも最新の情報に触れることができるように新刊コーナー・雑誌コーナー・視聴覚資料等の充実を図ります。またインターネット等の検索システムを活用し、住民の多様な資料要求に的確に応じるようにします。
- (5) 図書館相互の連携・協力関係をもとに、本町に所蔵の無い資料を他の図書館から借用する「相互貸借制度」を積極的に活用し、利用者へのサービス向上に努めます。
- (6) 平成16年度から十勝管内の公共図書館では、市町村の枠を超えて町民以外でも「本」を貸し出す「広域貸出」を行っています。各図書館との連絡・協力のもとに利用者の資料要求に適切に対応します。
- (7) 資料の提供等にあたっては、複写機やコンピュータ等の情報・通信機器等の利用の拡大に伴い、職員や利用者による著作権等の侵害が発生しないよう、十分留意して参ります。



#### 4. レファレンス・サービス

レファレンス・サービスは利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、職員が必要とされる資料を検索・提供・回答し助ける業務です。情報を求めている方に、他の図書館等と連携し積極的に情報を取り入れ、一貫性のある共通認識と理解をもって対応します。また、レファレンス・サービスの利用を促進するような体制と環境を用意し、利用状況、サービスの質の評価や改善を図り、今後とも図書館サービスの発展を保障するために職員に対する継続的研修を行い、レファレンス・サービスに係る専門的資質の向上、サービスの充実・高度化に努めます。

#### 5. 利用者に応じた図書館サービス

##### (1) 最新情報・課題解決のための図書館

国際化、情報化、技術革新の進展など、社会情勢は急速な変化をしています。このような現代社会の変化に的確に反応していくためには、絶えず新たな知識や技術を生涯にわたって学んでいくことが必要です。

多くの人たちが読みたい本を探し、読書を楽しむための場所であると共に、読書全般に関する利用者の相談や要望に応じる施設として図書館は重要な役割を担っており、職員の資質向上に継続して努めて参ります。

##### (2) 滞在型利用

図書館には貸出を目的に来館する利用者が多い現状ですが、館内で本や新聞・雑誌を読んだり、視聴覚資料を鑑賞したり、自己の調査研究の場、仲間や知人との交流の場といった滞在型利用をする来館者もたくさんいます。これは、入館制限がなく無料で利用者の時間の許す限り気兼ねなく、自由に過ごせるといった図書館ならではの特征によるものです。各種の資料や地域の情報に触れることができ、心地良い時間を過ごすことができる施設として多くの方に利用いただけるよう努めます。

##### (3) 子どもの読書活動推進計画に基づく図書館サービス

子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに育つためには、家庭・地域社会・学校が一体となり、子どもの生活全体を見直し、ゆとりの中で生活体験、社会体験など様々な活動を経験して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育むための環境づくりが求められています。

とりわけ読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで欠くことのできないものと考えられています。

すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自ら進んで読書活動を行うことができるような環境整備を図ることを目的として「第4期芽室町子どもの読書活動推進計画」を基本に、芽室町のすべての子どもが多種多様な機会、あらゆる場所で自ら進んで読書を楽しみ、知識や感性、創造力や好奇心を養い日常生活に織り込むことができるよう、今後とも、学校と連携を図り児童・生徒の読書力を高め、親子のふれあいを大切にする図書館を目指します。

#### (4) 乳幼児と保護者に対する図書館サービス

乳幼児教育は身体的、精神的基礎を養う上で極めて重要です。しかし、少子化、共働き世帯の増加など社会環境は変化し続けており、各家庭での育児に対する考え方も多様化している状況です。そのため乳幼児教育だけでなく、保護者の学習活動にも力を注ぐことが求められ、「家庭」を対象とした教育機会の推進が必要となっています。芽室町では子育てを支援する事業の一つとして10カ月健診での「ブックスタート」を行っています。これは赤ちゃんの時から本に親しむ機会をつくり、家族による絵本の読み聞かせにより、温かな人間関係を育み子どもの精神的な安定と人間相互の信頼関係の基礎を築くと言われ、子育て支援に寄与しているところであり、図書資料の貸出やおはなし会への参加等に反映されています。今後も継続して乳幼児期の文字や絵本の相談、読み聞かせのアドバイスなども行い、子どもの読書振興活動も同時に行っていきます。

#### (5) 他言語や外国に関する資料の提供

図書館は、地域における国際化の推進拠点として、外国語資料の収集・提供はもとより、外国語による資料相談にも応じ、外国人が気軽に立ち寄れる施設になるような国際的視野に立つことも必要であり、町民が異文化に対する理解を深めるためにも諸外国に関する資料や情報を提供できるよう努めます。

#### (6) 高齢者サービス

高齢化が進むなか、高齢者の方が時間にゆとりをもって読書を楽しんだり、学習することで、生きがいを見出すことは少なくありません。

反面、閉じこもりがちな人も数多く見られ、活動状況に個人差が大きい

のも高齢者世代の特徴となっています。

高齢者が生きがいを持てる学習環境の充実を図るとともに、蓄積した豊かな経験や知識、技術を若い世代へ伝えることができる学習機会の提供も必要であり、高齢者向きの資料収集とともに、長時間の滞在にも耐えられるような設備や高齢者に対応できるレファレンス・サービスの資質向上や利用促進に努めます。また、高齢者関係機関と連携し高齢者にもやさしい施設を目指していきます。

#### (7) 文化的活動の場としての図書館

文化的、精神的な豊かさを感じられる町民生活、地域社会づくりでは、図書館の役割は大変重要なものとなっています。今後も図書館には、町民自らが文化的創造を行っていくための的確な支援を行う事が求められると共に、生涯学習の拠点として、他の機関と連携し、学校支援、子ども支援、高齢者支援、職業訓練やインターンシップ、大学の図書館学の実習や民間活動支援など、提供するプログラムの多様な情報要求に応えるため、蔵書の充実、職員の資質の向上を図ります。

#### (8) ボランティアと地域活動

地域で暮らし、地域で生活する人々が主体となると同時に町民の声を反映し、町民によって支えられる図書館でなければなりません。そのためには、図書館運営への住民参加を図書館協議会やボランティア等によって実現することが必要です。また、学校や高齢者施設をはじめとする地域の他の施設、サービス機関との連携を図って参ります。

#### (9) 障がいのある方へのサービス

障がいのある方に対するサービスの充実のため、図書館北側玄関にスロープを整備、南側の駐車場には段差のない通路を完備し、また館内には多機能トイレを設置し障がいのある利用者に配慮した施設になっています。また、関係機関や団体と連携を図りながら、障がいのある方へ情報提供の機会を増やし、点字図書、朗読CDやカセットテープ、大活字本などの利用を啓発します。また電子図書は障がいのある方の読書推進に大いに役立つものでありその活用を含めた電子図書の導入の検討を行います。

## 6. 多様な学習機会の提供

### (1) 課題解決の糧となる図書館機能

図書館は利用者の学びとしての読書だけではなく、さまざまな課題を抱える利用者に解決の手段を提供しています。環境問題、少子高齢化、産業や経済の活性化、国際問題など現代社会の直面する課題は枚挙に暇がありません。レファレンス・サービス、利用指導、テーマ別展示、パスファインダー（調査の際に参考資料や調べ方を紹介するテーマ別手引書）の作成などをつうじて利用者とともに課題解決に役立つ図書館となるよう努めていきます。

## （２）各団体との協力

町民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、ブックスタート、読み聞かせ、読書感想文コンクール、鑑賞会、作品展示会などを主催し、他の社会教育施設、学校、関係団体と協力して、相互間の連携を図りながら、暮らしに根付いた多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、各学校等への移動文庫の充実など、資料の提供に努めます。

## （３）図書館職員の資質向上

個人の「学び」を支えて、地域の課題解決能力を高めるために図書館職員は、単に利用者と資料の仲介者にとどまらずに、情報技術を駆使して地域にふさわしい情報の集積を構築し、同時に、系統的な学び方や調べ方、読み方についても相談にのります。また、利用者個人のプランに合わせて時間をかけて対応できる信頼された存在でなければなりません。そのためには、利用者にプライバシーが守られる安心感を与えることも大切な配慮となります。

## （４）生涯学習への支援体制の確立

生涯学習とは、自らの意思によって自分に適した方法などを選択し、生きがいのある豊かな生活を送るため、生涯を通じてさまざまな学習を行うことです。

生涯学習の形態は多様で、目的や手段・方法も個人によって異なります。学校教育や社会教育などで行われている意図的・組織的な学習にとどまらず、スポーツ活動、レクリエーション活動、芸術・文化活動やボランティア活動など、幅広い活動を通して学ぶことが生涯学習といえます。このような現代社会の変化に的確に反応していくためには、学習で得た知識や技能を家庭、学校、地域などで活かすことにより、地域文化の向上、さらには、活力あるまちづくりの形成にも貢献することができます。このように、生涯学習は、個々人の人生を充実したものにするだけでなく地域

社会が目指す目的の実現にも大きな役割を果たすことが期待されます。

図書館は生涯学習を推進して「誰もが いつでも どこでも」学ぶことができる体制を整え、その成果が適切に評価され、活かすことのできる環境づくりをサポートしていきます。

## 7. ボランティアの参加促進

図書館では、利用者に親しまれ、利用しやすい図書館づくりを進めていくために、読み聞かせ、本の修理のほか、ボランティアサークルの皆さんの企画による行事など、現在、幅広い活動が行われています。町民の学習成果を生かし自己実現を図る場を提供するとともに、利用者の多様かつ高度なニーズに対応できるサービスの充実に資するために、図書館ボランティアサークルが結成され、開かれた図書館づくりの一環として、さまざまな分野で活動をしています。サークルは読み聞かせや工作、人形劇、布の絵本の作製、朗読を行う4団体が定期的に活動しています。芽室町図書館はボランティアサークルのバックアップ体制の強化に継続的に取り組んで参ります。

個人ボランティアは読み聞かせ、本の装備や修理、配架などの業務を定期的に、またはボランティア個人のスタイルに合わせた時間帯での活動を行っていただいています。サークルと個人、参加する方はその生活に合ったボランティアを選択して意欲的に活動いただいているところであり、新規の方は加入しやすく、継続している方は気軽に長く活動していけるよう適切な環境と支援体制を提供できるよう努めて参ります。

芽室町図書館で活動するボランティアは次のとおりです。

### ■サークル

- ・布の絵本サークル「ひよこひよこ」（平成2年12月発足）  
布の絵本制作、修理をはじめ、視察、夏休み子ども教室の実施、町民文化展への出品などを行っています。
- ・朗読サークル「こずえの会」（平成10年8月発足）  
昔話や民話の語り、お話し会、活動発表会の開催などの活動をしています。
- ・おやこっこおはなし会（平成11年4月発足）  
子どもたちが心豊かに育みことを願い、『ふれいおんとかち』の皆さん

が絵本の読み聞かせ、手遊び、簡単な工作などを行っています。

- ・人形劇サークル「むぎの穂」（平成14年4月発足）  
手作り人形で、子どもたちが喜び感動する作品づくりを目標に図書館を拠点に活動しています。子育て関連施設、町の行事などで公演をしています。また町外からの公演依頼もあり、活発な活動をしています。

#### ■個人

- ・支援ボランティア 平成17年開始 毎週月曜日活動  
資料の修理を行います。
- ・配架ボランティア 平成17年開始 随時活動  
返却された資料の配架を行います。
- ・日曜お話し会ボランティア 平成22年開始 毎週日曜日活動  
日曜お話し会で絵本や紙芝居の読み聞かせを行います。
- ・装備ボランティア 平成29年開始 毎週木曜日活動  
新刊の装備を行います。

## 8. 広報及び情報公開

図書館に対する理解と関心を高めていただくためには、地域の新聞や報道機関も大変効果的であり、各種組織・団体と協力していくことも重要です。新たな利用者拡大を図るためにも広報誌「すまいる」や、「らいぶらりーにゅーす」、「すまいるボード」を活用し図書館の利用案内、イベント、展示会などの活動を広く知らせよう努めています。

平成20年度に芽室町図書館ホームページを開設し、役場フェイスブックや芽室町図書館公式ツイッターなどインターネットによる情報提供を行うことで最新の情報を広く提供しているところです。

紙媒体と電子媒体のそれぞれの特性をいかしたきめ細かい広報活動を様々な層に向けて行い、図書館振興に努めて参ります。

## 9. 図書館職員のあり方

- (1) 図書館長は、社会や地域の中で図書館がもつ意義や役割を認識しその

実現に向けて職員を統括し、迅速な意思決定を行うとともに図書館の管理運営に必要な知識・経験を有して、図書館機能を十分に発揮できるよう努めてまいります。

- (2) 図書館司書が行う具体的な業務は、図書館資料の収集、整理、保管、提供や、参考調査（レファレンス・サービス）、他の図書館との連携・協力を含み、さらに図書館ホームページ等の運用に至るまで図書館利用者の要求に応ずるためのあらゆる専門的な職務に従事します。そのためには、利用者個人の事情に合わせて対応し、プライバシーが守られる安心感を与えることも大切な配慮であることを十分に認識しなければなりません。地域に根ざした特色のある図書資料収集も重要であるとともに、各関係機関との連携・協力関係のもとに、相互貸借制度の利用やレファレンス・サービスの充実や地域文化の継承から新たな創造に向けての場として、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等、専門的なサービス実施の為に資料等の提供及び紹介等、町民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めます。

## 10. 図書館の危機管理体制

図書館は、「安心」して「安全」に使用できる施設とみられてきましたが、現実として事件や事故に遭遇する可能性もあります。迷惑行為や盗難（利用者の持ち物、資料切り取り、持ち出し）、事故（館内、自転車置き場等）個人情報流失などのトラブルの発生や、地震、水害等の自然災害や火災等の災害も視野に入れて、危機を回避し、被害を最小限にとどめるために、徹底した予防策を講じるとともに、危機発生時に誰がどの行動をするかを明確にしておくことが必要になります。図書館独自で図書館の特徴を考慮し、館内外で発生が想定されるあらゆる事態に対する「危機管理マニュアル」を職員全員が把握するとともに、定期的な訓練を実施し、危機発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう努めます。

## 11. 開館日時等

利用者の多様な生活時間や地域の状況に配慮し、利用促進のため開館日・開館時間を設定します。

## 1 2. 図書館協議会のあり方

図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関です。

- (1) 図書館協議会は、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう意見が寄せられるように環境を整えます。
- (2) 図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めます。
- (3) 図書館の「指定管理者制度」導入の是非については、図書館協議会で検討し、平成22年度館長に直営による運営を答申しましたが、今後このことについて継続して研修を行っていきます。

## 1 3. 施設・整備

図書館の健全な発達を図るため、「公共図書館の設置及び運営上望ましい基準」に基づいて、図書館サービスの水準を達成し、開架・閲覧、収蔵、レファレンス・サービス、集会・展示、情報機器・視聴覚機器、事務管理などに必要な施設・整備を確保するよう努めるとともに、乳幼児、青少年、成人、高齢者及び障がいのある方などの利用に応じた必要な施設・整備を確保するよう努めます。

また、赤ちゃん連れや障がいのある方が利用しやすい出入り口のスロープ及び多機能トイレが整備され、また車椅子・歩行補助器・ベビーカーを設置し、障がいのある子どもやその保護者が、利用しやすいよう施設の充実を図り、読書環境の整備に努めます。



現 行

# 芽室町図書館

## 運営指針



芽室町教育委員会

## はじめに

情報通信機器の絶え間ない発達が続く現在であっても百年一日の如く青少年層の読書離れ、活字離れが叫ばれております。しかし毎日の生活のいろいろな場面で接する情報の総量は増え続けております。出版不況が続き、紙で出来た本を手にする機会は減少しつつあるのかもしれませんが、現代人の私たちは多大な情報量を毎日処理しなければなりません。子どもたちだけでなく大人や高齢者の方々も落ち着いて本を手にする余裕を失いがちです。

このようななかでこのたび芽室町図書館運営指針をここに策定いたしました。第5期芽室町生涯学習推進中期計画の計画実現の体制の「学びの基礎づくり」、「生涯を通じての生きがいつくり」、「共助社会の絆づくり」の3つの要素を図書館運営の基本理念に据えたものとなりました。

「芽室町子どもの読書活動推進計画」に基づき子どもたちの主体的な読書活動を推進する、職員の資質向上を図り質の高い図書館サービスの提供を行う、文化拠点の名にふさわしい豊富な資料を備えて利用者一人一人の声を反映した図書館づくりをおこなう、というのがこの運営指針の基本理念となっております。

さて芽室町図書館は平成元年7月にオープンし、利用者の皆様に支えられ着実に利用をのばしてまいりました。市街地中心部に余裕を持って配置されたロケーション、平屋ワンフロアの特徴的な施設、豊富な視聴覚資料や布の絵本、司書の資質向上のための各種研修活動、小中学校との連携事業、好評なブックスタート事業、熱意のある個人・サークルボランティアの図書館参画など様々な要因が有機的に結びつき図書館運営の核となってまいりました。今後もこの芽室町図書館運営指針を基本に、日々移り変わる利用ニーズに応え、今後の多様な図書館活動に進化させていくものであります。

平成23年10月

芽室町教育委員会教育長 岸本 昇

# 目 次

## 芽室町図書館運営指針

町民憲章：憲章コード .....	1
第3期芽室町総合計画 .....	2
芽室町教育目標 .....	3
「3つの心運動」の推進 .....	4
第5期 芽室町生涯学習推進中期計画 .....	5
1. 運営目標 .....	6
2. 運営の基本 .....	6
3. 資料及び情報の収集並びに提供等 .....	7
4. レファレンス・サービス .....	8
5. 利用者に応じた図書館サービス .....	8
6. 多様な学習機会の提供 .....	11
7. ボランティアの参加促進 .....	12
8. 広報及び情報公開 .....	14
9. 図書館専門職員の在り方 .....	14
10. 図書館の危機管理体制 .....	15
11. 開館時間等 .....	15
12. 図書館協議会の在り方 .....	15
13. 施設整備 .....	16

# 町民憲章

わたくしたちは、十勝平野の中心に位し、秀麗な日高の山なみのもと清らかに美生の流れにはぐくまれ、限りない発展の可能性に満ちた芽室の町民です。

わたくしたちは、創造の精神をうけつぎ、豊かな心情と高い知性を身につけ、たくましい体力を養い、文化の香り高い町づくりにつとめます。

めあて

理想のまちづくりのための行動目標

憲章コード

- ① 美しい心もち、人を大事にしましょう。
- ② たがいに認めあい、楽しくくらしましょう。
- ③ 明るくせいっぱい仕事にはげみましょう。
- ④ 知恵と力を出しあい、手をつないですすみましょう。
- ⑤ 未来に大きな夢をもちましょう。

(注) 憲章コードは、町民憲章の具現化を目指した「3つの心運動」との関連・整合性を持たせるために付記したものです。

## 第4期芽室町総合計画

### <まちづくりの将来像>

みどりの中で 子どもにやさしく

思いやりと 活力に満ちた 協働のまち

- ① 誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり
- ② 豊かな自然を生かした活力ある農業のまちづくり
- ③ 快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり
- ④ 個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり
- ⑤ 町民が主役となった自治に基づくまちづくり

第3期芽室町総合計画〔平成8(1996)年度～平成19年(2007)年度〕では、「緑と風の中で―自然と人にやさしい町をめざして―」を将来像として、「自然と人間が共生するまち」「農業を核とした活力あるまち」「健康で思いやりのあるまち」「うるおいある快適なまち」「個性豊かな人づくりと女性参加のまち」を目標として、まちづくりを進めてきました。

第4期芽室町総合計画〔平成20(2008)年度～平成29年(2017)年度〕では、これまでの本町における総合計画の取り組みを引き継ぐとともに、豊かな自然環境と農業をあらわす「みどり」を基盤として、子どもをまち全体で育む「子どもにやさしいまち」、高齢者などへの「思いやりのあるまち」、産業や人々の「活力に満ちたまち」、町民の皆さんと町の「協働でつくるまち」という4つの視点に即し、町の将来像「みどりの中で子どもにやさしく思いやりと活力に満ちた協働のまち」と定めます。

# 芽室町教育目標

(芽室町の教育が目指す姿)

<広い視野に立ち

明るく豊かな

郷土を創造する>

○風雪に耐えるたくましい心身を育てる。

○真理を探究し、高い知性を育てる。

○個人を尊重し、豊かな心情を育てる。

○互いに協調し、積極的行動を育てる。

# 「3つの心運動」の推進

— 町民憲章の具現化（実践）をめざして —

## 目的

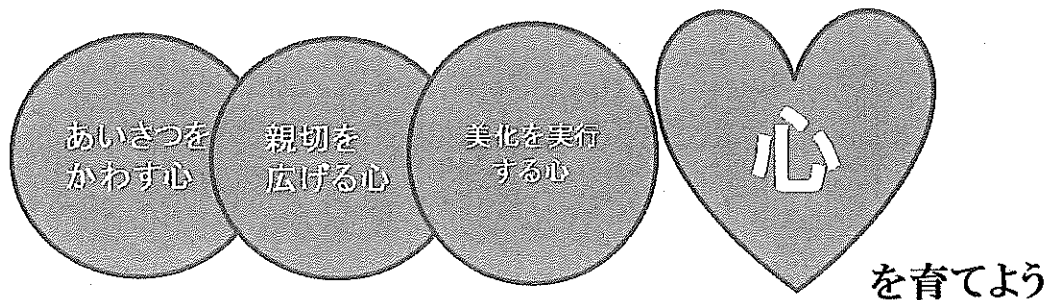
明るく豊かな家庭やうるおいと活力ある地域社会を創造することは町民の願いです。さらに、心豊かでたくましく生きる人間を育てるためにも、全町民による「3つの心運動」をより一層広げる必要があります。

こうした運動をより効果的に展開するためには、全町民が自ら参加する取組みが必要です。

## スローガン

### 広げよう 芽室の大地に 3つの心

心豊かな明日の芽室のまちづくり・人づくりのために



あいさつ	親切	美化
<b>さわやかに挨拶をかわす</b>	<b>相手の身になって行動する</b>	<b>住みよい環境づくりに努める</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・やさしい心</li><li>・助け合う心</li><li>・広い心</li><li>・礼儀正しい心・真心</li><li>・誠実・明るい心</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・思いやる心</li><li>・強い心</li><li>・生命を尊重する心</li><li>・社会に奉仕する心</li><li>・感謝の心</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・感心する心</li><li>・郷土を愛する心</li><li>・公德心</li><li>・節制する心</li><li>・環境を大切にする心</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>○声かけ運動</li><li>○オアシス運動</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ボランティア運動</li><li>○小さな親切運動</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○リサイクル運動</li><li>○美しいまちづくり運動</li></ul>

# 第5期 芽室町生涯学習推進中期計画

(芽室町教育基本計画)

「めむろ・まなびプラン」

生涯学習スローガン

「緑の風の中で ふれあい 学びあい」

- ① 学びの基礎づくり
- ② 生涯を通じての生きがいづくり
- ③ 共助社会の絆づくり



# 芽室町図書館運営指針 [平成 23 年度～平成 29 年度]

## 1. 運営の目標

- ◇ 明るく開かれた図書館
- ◇ 情報を集積、発信する図書館
- ◇ 暮らしの中に根づく図書館

## 2 運営の基本

図書館は、町民の多様化した知的要求に応じて、資料の充実と提供を行い、全ての利用者に対応できるサービス体制の確立を図るとともに、知る自由を保障した生涯学習の場を充実させ、人と人のつながりを育む「ゆとり」「やすらぎ」の場を創造していくことを基本使命とし、「町民の誰もが気軽に利用できる図書館」をめざします。

### <重点項目>

1. 町民の図書館として、一人ひとりの声に耳を傾け、積極的に運営に反映させ、町民とともに、より良い図書館づくりに努めます。
2. 「子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭や地域、学校等の取り組みを支援する各種事業を展開し、子どもの自主的な読書活動を推進します。また、学校図書館の取組みに対する支援に努めます。
3. 職員は常に資質の向上を図り、資料の収集・提供や調査研究のためのレファレンス・サービス（調査・相談）に取り組みます。
4. 文化創造の拠点として積極的に図書館活動を展開し、町民の身近なところで文化事業を実施し、豊かな読書環境づくりに努めます。
5. 情報提供手段の拡大・高度化を図り、地域の情報発信基地としての機能を充実させます。
6. 公共図書館等による相互貸借ネットワークによって確実な資料提供を行なうとともに、多様な情報要求に応えるため、蔵書の質的充実を図り幅広く奥行き深いサービスを行います。

### 3 資料及び情報の収集並びに提供など

- (1) 町民の要求に応えるための図書館は、生涯学習の中核施設です。人々が「心の豊かさ」や「いきがい」を得ようとすることを支援する施設として、免許・資格取得やキャリアアップなど、子どもから大人までの個人のライフステージに対応した資料構成や情報提供に努めます。
- (2) 各種図書館との連携はもとより、教育、行政、産業、学術等幅広い分野との連携を深め、併せて人的ネットワークの強化を図ります。また、データベースの充実を図るとともに活用に努め、レファレンス・サービスの機能を強化し、情報サービスの充実を図ります。
- (3) 図書館は、地域の歴史、文化、経済、産業など地域のできごとや人々の営みを記録し、後世へ伝えゆく機能をもちます。今後の芽室町図書館は、地域のサービス拠点とするほか、郷土資料の収集にも努めます。そのためには、地域に散在する資料・情報を積極的に発掘し、まちの百科事典ともいふべき地域資料の集積を創りだします。
- (4) 平成20年度には図書館のホームページから自宅に居ながら図書・雑誌の予約や貸し出し状況が分かるようになり、図書館に出向かなくても利用者に便利なシステムが構築されています。今後ともこのシステムを幅広く広報し利用してもらえよう努めます。
- (5) 図書館では、いつでも旬の情報が味わえるように新刊書コーナー・雑誌コーナー・視聴覚資料等の充実を図ります。またインターネット等の検索システムを活用し、住民の多様な資料要求に的確に応じるようにします。
- (6) 「相互貸借制度」という図書館相互の信頼・連携・協力関係をもとに、本町に所蔵の無い資料を他の図書館から借用する制度があります。この制度を積極的に活用し、利用者へのサービス向上に努めます。
- (7) 平成16年度から十勝管内の公共図書館では、市町村の枠を超えて町民以外でも「本」を貸し出す「広域貸出」を行っています。各図書館との連絡・協力のうへ利用者の利便性を最優先にいたします。

- (8) 資料の提供等にあたっては、複写機やコンピュータ等の情報・通信機器等の利用の拡大に伴い、職員や利用者による著作権等の侵害が発生しないよう、十分注意を払っていきます。

#### 4. レファレンス・サービス等

レファレンス・サービスは利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、職員が必要とされる資料を検索・提供・回答し助ける業務です。情報を求めている方に、他の図書館等と連携し積極的に情報を取り入れ、一貫性のある共通認識と理解をもって対応します。また、レファレンス・サービスの利用を促進するような体制と環境を用意し、利用状況、サービスの質の評価や改善を図り、今後とも図書館サービスの発展を保障するために職員に対する継続的研修を行い、司書業務に係る専門的資質の向上サービスの充実・高度化に努めます。

#### 5. 利用者に応じた図書館サービス

- (1) 国際化、情報化、技術革新の進展など、社会情勢は急速な変化をしています。このような現代社会の変化に的確に反応していくためには、絶えず新たな知識や技術を生涯にわたって学んでいくことが必要です。

図書館は、多くの人たちが読みたい本を探し、読書を楽しむための場所であると共に、読書全般に関する利用者の相談や要望に応じる施設として重要な役割を担っています。そこで、図書館職員はレファレンス・サービスの充実・向上に努めます。

- (2) 図書館には貸し出しを目的として来館する人も多いですが、館内で本や新聞・雑誌を読んだり、CDやビデオを鑑賞したりといった滞在型利用をする来館者もたくさんいます。

これは、入館制限がなく無料で利用者の時間の許す限り気兼ねなく、自由に過ごせるといった図書館ならではの特徴によるものです。地域社会として図書館が長時間滞在できる居心地のよい空間や地域にあった情報を提供し、人々の出会いの場、地域のサロンとなるよう努めます。

- (3) 子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに育つためには、家庭・地域社会・学校が一体となり、子どもの生活全体を見直し、ゆどりの中で生活体験、社会体験など様々な活動を経験して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育むための環境づくりが求められています。

とりわけ読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで欠くことのできないものと考えられています。

すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自ら進んで読書活動を行うことができるような環境整備を図ることを目的として「第2期芽室町子どもの読書活動推進計画」を基本に、芽室町のすべての子どもが多種多様な機会、あらゆる場所で自ら進んで読書を楽しみ、知識や感性、創造力や好奇心を養い日常生活に織り込むことができるよう、今後とも、学校と連携を図り児童・生徒の読書力を高め、親子のふれあいを大切にする図書館を目指します。

- (4) 乳幼児教育は身体的、精神的基礎を養う上で極めて重要です。しかし、現代の家庭環境は少子化、共働き世帯の増加など社会環境は旧来の育児環境とは大きく変化し、従来どおりの育児概念が必ずしも良いとは言えない状況となっています。

乳幼児の教育だけでなく、保護者の学習活動にも力を注ぐことが求められ、「家庭」を対象とした教育機会の推進が必要となっています。芽室町では子育てを支援する事業の一つとして10カ月健診での「ブックスタート」を行っています。これは赤ちゃんの時から本に親しむ機会をつくり、家族による絵本の読み聞かせにより、温かな人間関係を育み子どもの精神的な安定と人間相互の信頼関係の基礎を築くと言われ、子育て支援に寄与しているところであり、図書資料の貸し出しやおはなし会への参加等に反映されています。図書館職員や保健師、赤ちゃん読み聞かせボランティアなど、複数の関係機関で一つの事業を行っています。今後も、乳幼児期の文字や絵本の相談、読み聞かせのアドバイスなども行い、子どもの読書振興活動も同時に行っていきます。

- (5) 図書館は、地域における国際化の推進拠点として、外国語資料の収集・提供はもとより、外国語による資料相談にも応じ、外国人が気軽に立ち寄れる施設になるような国際的視野に立つことも必要であり、町民が異文化に対する理解を深めるためにも諸外国に関する資料や情報を提供できるよう努めます。

- (6) 高齢化が進むなか、高齢者の方が時間にゆとりをもって読書を楽しんだり、学習することで、生きがいを見出すことは少なくありません。

反面、閉じこもりがちな人も数多く見られ、活動状況に個人差が大きいのも高齢者世代の特徴となっています。

高齢者が生きがいを持てる学習環境の充実を図るとともに、蓄積した豊かな経験や知識、技術を若い世代へ伝えることができる学習機会の提供も必要であり、高齢者向きの資料収集とともに、長時間の滞在にも耐えられるような設備や高齢者に対応できるレファレンス・サービスの資質向上や利用促進に努めます。また、老人福祉施設・団体と連携し施設訪問や対面朗読、出前おはなし会など、高齢者にもやさしい施設を目指していきます。

- (7) 文化的、精神的な豊かさを感じられる町民生活、地域社会づくりでは、図書館の役割は大変重要なものとなっています。今後も図書館には、町民自らが文化的創造を行っていくための的確な支援を行う事が求められると共に、生涯学習の拠点として、他の機関と連携し、学校支援、子ども支援、高齢者支援、職業訓練やインターシップ、大学の図書館学の実習や民間活動支援など、提供するプログラムの多様な情報要求に応えるため、蔵書の質的充実を図ります。

- (8) 地域で暮らし、地域で生活する人々が主体となると同時に町民の声を反映し、町民によって支えられる図書館でなければなりません。そのためには、図書館運営への住民参加を図書館協議会やボランティア、NPO等によって実現することが必要です。また、学校や高齢者施設をはじめとする地域の他の施設、サービス機関との連携をとっていきます。

- (9) 障がい者に対するサービスの充実のため、図書館北側玄関にはスロープを整備、南側の駐車場には段差のない通路を完備し、また館内には障がい者専用トイレを設置し障がいのある利用者に配慮した施設になっています。また、関係機関や団体と連携を図りながら、障がいのある方へ情報提供の機会を増やし、点字図書や本町の図書館ボランティア朗読サークル「こずえの会」の協力により、芽室町総合情報誌「すまいる」の音訳テープを作成していただき、無料貸し出しも行っているほか、朗読CDやカセットテープ、大活字本などの紹介と利用を勧めています。また、布の絵本の活用、読み聞かせや読書活動の機会の提供に努め一層情報のバリアフリー化をすすめていきます。

## 6. 多様な学習機会の提供

### (1) 「課題解決の糧となる図書館機能」

「地方分権」時代において自治体は政策立案能力を高めることが必要になることから、図書館は自治体の政策決定に関わる資料・情報の提供を積極的に行います。また「産業の活性化」をはじめ「少子・高齢化」「環境問題」等地域の重要課題の解決に向けて情報の発信基地としての役割を担うことから、創造の拠点として積極的に図書館活動を展開し、町民の身近なところで文化事業を実施し、読書団体との連携により、読書推進事業に取り組んでいきます。

### (2) 「各団体との協力」

町民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、ブックスタート、読み聞かせ、読書感想文コンクール、鑑賞会、作品展示会などを主催し、他の社会教育施設、学校、関係団体と協力して、相互間の連携を図りながら、暮らしに根付いた多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、各学校等への移動文庫の充実など、資料の提供に努めます。

### (3) 「図書館職員の資質向上」

個人の「学び」を支えて、地域の課題解決能力を高めるために図書館職員は、単に利用者と資料の仲介者にとどまらずに、情報技術を駆使して地域にふさわしいメディアの集積を構築し、同時に、系統的な学び方や調べ方、読み方についても相談にのります。また、利用者個人のプランに合わせて時間をかけて対応できる信頼された存在でなければなりません。そのためには、利用者にプライバシーが守られる安心感を与えることも大切な配慮となります。

### (4) 「生涯学習」への支援体制の確立

生涯学習とは、自らの意思によって自分に適した方法などを選択し、生きがいのある豊かな生活を送るため、生涯を通じてさまざまな学習を行うことです。

生涯学習の形態は多様で、目的や手段・方法も個人によって異なります。学校教育や社会教育などで行われている意図的・組織的な学習にとどまらず、スポーツ活動、レクリエーション活動、芸術・文化活動やボ

ランテニア活動など、幅広い活動を通して学ぶことが生涯学習といえます。このような現代社会の変化に的確に反応していくためには、学習で得た知識や技能を家庭、学校、地域などで活かすことにより、地域文化の向上、さらには、活力あるまちづくりの形成にも貢献することができます。このように、生涯学習は、個々人の人生を充実したものにすることでなく地域社会が目指す目的の実現にも大きな役割を果たすことが期待されます。

図書館は生涯学習を推進して「誰もが いつでも どこでも」学ぶことができる体制を整え、その成果が適切に評価され、活かすことのできる環境づくりをサポートしていきます。

## 7. ボランティア参加の促進

図書館では、利用者の皆さんに親しまれ、利用しやすい図書館づくりを進めていくために、読み聞かせ、本の修理のほか、ボランティアサークルの皆さんの企画による行事など、現在、幅広い活動が行われています。町民の学習成果を生かし自己実現を図る場を提供するとともに、利用者の多様かつ高度なニーズに対応できるサービスの充実に資するために、図書館ボランティアサークルを設置し、開かれた図書館づくりの一環として、さまざまな分野で活動をしています。

ボランティアサークルのバックアップ体制の構築や、情報交換の場としてサークルの立ち上げへと発展性のあるものへ一層促進していきます。ボランティアサークルの課題として会員のなり手不足や新規加入会員の不足などがあります。個人ボランティアについてはシニア層の参加数はあり、活動メニューの多様化が求められています。両者の連携により互いの課題を解決すべく今年度中にボランティアネットワーク発足を目指しているものです。

現在、本町図書館に所属する図書館ボランティアサークルの活動目標及びその内容は次のとおりです。

### ○ 水曜おはなし会（平成2年4月発足）

絵本の素晴らしさを伝え、同じ年頃の子どもを持つ方のコミュニケーションの場として活躍、幼児期における読み聞かせの大切さを踏まえ、子ども豊かな感性を育むためのサークル活動を行っています。

○ 布の絵本サークル「ひよこひよこ」(平成2年12月発足)

布の絵本は温もりを感じ、夢を与えてくれます。また、活動を通して会話が生まれるきっかけとなります。そして、喜んでもらえることが作り手の大きな励みになります。活動内容は、布の絵本制作、修理をはじめ、視察、研修会の実施、町民文化展への出品などしています。

○ 朗読サークル「こずえの会」(平成10年8月発足)

昔話や民話の語り、芽室町総合情報誌「すまいる」の音訳テープ作成、お話し会、活動発表会の開催、などの活動をしています。

○ おやっこおはなし会(平成11年4月発足)

子どもたちが心豊かに育みことを願い、『ぶれいおんとかち』の皆さんが絵本の読み聞かせ、手遊び、簡単な工作などを行っております。子どもたちに読み聞かせをすることによって、絵本や紙芝居の楽しさを知ってもらい、興味を持たせることを目標とし、子どもたちとのコミュニケーションを図っています。

○ 人形劇サークル「むぎの穂」(平成14年4月発足)

手作り人形で、子どもたちが喜び感動する作品づくりを目標に図書館を拠点に活動しています。保育所や育児クラブ、町の行事、小学校で公演をします。また、町外からの公演依頼もあり、活発な活動をしています。

以上、5団体の図書館ボランティアサークルに対しては、活動費を援助し、自主的な活動を支援しています。さらに今後、図書館を拠点として活動する個人ボランティアについても同様に支援していきます。ボランティアは行政のお手伝いではなく、主体的な地域への貢献として活躍されており、生涯学習の目的である「社会参加」「自己実現」の実践の場として、その情報の提供や養成のための研修の実施など、諸条件の整備に努めます。



## 8. 広報及び情報公開

図書館に対する理解と関心を高めていただくためには、地域の新聞や報道機関も大変効果的です。各種組織・団体と協力していくことも大切です。新たな利用者拡大を図るためにも、図書館カレンダー、広報誌「すまいる」や、多くの町民が集まる場所に設置されている「すまいるボード」を活用し図書館の利用案内、イベント、展示会などの活動を広く知らせることが大事です。

平成20年度から図書館のホームページで予約や検索も可能になり利用者も年々増えています。最新の情報や日頃の地道な成果をその都度提供することで町民の方はもちろん、町民以外の方にも図書館の存在や情報を伝えるとともに、図書館をより身近に感じてもらえるよう、広報の目的・対象・手段を明確かつ具体的に提示し、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めます。

## 9. 図書館専門職員の在り方

- (1) 図書館長は、社会や地域の中で図書館がもつ意義や役割を認識しその実現に向けて職員を統括し、迅速な意思決定を行うとともに図書館の管理運営に必要な知識・経験を有して、図書館機能を十分に発揮できるよう努めてまいります。
- (2) 図書館司書が行う具体的な業務は、図書館資料の収集、整理、保管、提供や、参考調査（レファレンス・サービス）、他の図書館との連携・協力を含み、さらに図書館ホームページ等の運用に至るまで図書館利用者の要求に応ずるためのあらゆる専門的な職務に従事します。そのためには、利用者個人のプランに合わせて対応し、プライバシーが守られる安心感を与えることも大切な配慮であることを十分に認識しなければなりません。地域に根ざした特色のある図書資料収集も重要であるとともに、各関係機関との連携・協力関係のもとに、相互貸借制度の利用やレファレンス・サービスの充実や地域文化の継承から新たな創造に向けての場として、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等、専門的なサービス実施の為に資料等の提供及び紹介等、町民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めます。

## 10. 図書館の危機管理体制

図書館は、「安心」して「安全」に使用できる施設とみられてきましたが、現実として事件や事故に遭遇する可能性もあります。迷惑行為や盗難（利用者の持ち物、資料切り取り、持ち出し）、事故（館内、自転車置き場等）個人情報などのトラブルの発生や、地震、水害等の自然災害や火災等の災害も視野に入れて、危機を回避し、被害を最小限にとどめるために、徹底した予防策を講じるとともに、危機発生時に誰がどの行動をするかを明確にしておくことが必要になります。図書館独自で図書館の特徴を考慮し、館内外で発生が想定されるあらゆる事態に対する「危機管理マニュアル」を職員全員が把握するとともに、定期的な訓練を実施し、危機発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう努めます。

### 11. 開館日時など

利用者の多様な生活時間や地域の状況に配慮し、利用促進のため開館日・開館時間を設定します。

### 12. 図書館協議会の在り方

図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関です。

- (1) 図書館協議会は、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう意見が寄せられるように環境を整えます。
- (2) 図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めます。
- (3) 図書館の「指定管理者制度」導入の是非については、図書館協議会で検討し、平成22年度館長に直営による運営を答申しましたが、今後もこのことについて継続して研修を行っていきます。

### 13. 施設・整備

図書館の健全な発達を図るため、「公共図書館の設置及び運営上望ましい基準」に基づいて、図書館サービスの水準を達成し、開架・閲覧、収蔵、レファレンス・サービス、集会・展示、情報機器・視聴覚機器、事務管理などに必要な施設・整備を確保するよう努めるとともに、乳幼児、青少年、成人、高齢者及び障がい者などの利用に応じた必要な施設・整備を確保するよう努めます。

また、赤ちゃん連れや身体の不自由な方々が利用しやすい出入り口のスロープ及び専用トイレが整備され、また車椅子・歩行補助器・ベビーカーを設置し障がいのある子どもやその保護者が、利用しやすいよう施設の充実を図り、読書環境の整備に努めます。

## 図書館法

発令 : 昭和25年4月30日号外法律第118号

最終改正 : 令和1年6月7日号外法律第26号

改正内容 : 令和1年6月7日号外法律第26号[令和1年6月7日]

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

### 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

発令 : 平成24年12月19日号外文部科学省告示第172号

最終改正 : 令和1年6月7日号外文部科学省告示第9号

改正内容 : 令和1年6月7日号外文部科学省告示第9号[令和1年6月7日]

#### ○図書館の設置及び運営上の望ましい基準

[平成二十四年十二月十九日号外文部科学省告示第百七十二号]

(平成一三年七月一八日文部科学省告示第一三二号(公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準)を全文改正)

図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成十三年文部科学省告示第百三十二号)の全部を次のように改正し、平成二十四年十二月十九日から施行する。

## 第二 公立図書館

### 一 市町村立図書館

#### 1 管理運営

##### (一) 基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。